

海外留学記

日英比較文化社会論私考¹⁾

——英国留学紀行——

若林洋夫

目次

I. 四半世紀振りの英国留学

- (1) 2010～11年：シェフィールド大学 (University of Sheffield)
- (2) 1986～88年：ニューカッスル大学 (University of Newcastle upon Tyne)

II. 英国社会の変貌～「変わらぬ英国」と「激変した英国」

- (1) ビザ (Visa) 取得手続きの激変～簡素・迅速な手続きから煩雑・長期化する手続きへ
- (2) 階級社会 = 英国 (上流階級, 中間階級, 下層・労働者階級) と悪化する社会環境
- (3) 地方都市と街並み, 住宅事情
- (4) 小売業・サービス業の激変
- (5) 公益事業民営化とサービス, 家計への影響
- (6) 居住外国人に対する公共行政サービス

III. 英国の政治と経済～総選挙, 戦後初の連立政権, 超緊縮財政, 官僚の年俸と天下り機関

- (1) Old Labour から New Tory (New Conservatism) への政権交代と連立政権の成立
- (2) 保守・自民両党の連立協定, 政府構成及び超緊縮財政
- (3) 英国官僚・公務員の年俸と独立公共機関 (QUANGO/英国版天下り法人) 問題

IV. 英国の大学制度と授業料問題

- (1) 英国における学校教育に対する社会認識と日英比較
- (2) 英国における大学制度の変貌
- (3) もう一つの高等教育政策の歴史的転換～高等教育無償化原則の終焉

終わりに

I. 四半世紀振りの英国留学

(1) 2010～11年：シェフィールド大学 (University of Sheffield)²⁾

①2010年3月末から2011年4月初旬までの1年間、立命館大学アジア太平洋大学 (APU) から英国シェフィールド大学客員教授 (Guest Professor for School of East Asian Studies, The University of Sheffield) として留学した。留学の目的はライフ・ワークとして3つの研究課題を設定していたが、欲張りすぎたこともあり2つを追究するのが精一杯であった。すなわち、第1に前回の留学目的の一つであったサッチャリズムの研究以後の英国経済の展開過程 (保守党メジャー政権/1990～97年→労働党ブレア政権/1997～2007年→労働党ブラウン政権/2007～10年) のトレースと実績評価であり、第2に8年2ヶ月に互って立命館学園の財務担当常務理事を務めたこと等をバツ

クグラウンドとする「英国大学の経営・財政の経済学」の研究である。

②前回留学した1986～88年度と今回とでは、日英の国際経済的な位置取りと趨勢は逆転しているという認識を抱いて訪英した。1986年当時、「日本の成功神話」と1世紀以上に互る「英国の衰退」論が内外で氾濫していた。³⁾しかし、1985年9月の「プラザ合意」以降の日本における資産（株式・土地）バブルの形成と1990～92年の崩壊、その後の金融機関の破綻と不良債権の膨張と処理問題に追われる中で日本は「失われた10年（A Lost Decade）」の上に「20年」も過ぎさらに「失われた30年に向けて夢遊病者のようにさまよい歩いている」と厳しく指摘されている。⁴⁾他方で、英国はサッチャリズムの大改革により「英国病」が治癒（完治ではない）され、その成果が1990年代半ば以降ブレア労働党（New Labour）政権の下で明確に現れ「英国の衰退」は1世紀振りに止まった、と感じられるようになった。⁵⁾ブレア政権はサッチャー改革の長期的波及効果を描み取ることが出来た、と思われる。それを今回の留学を通じて理論的かつ実証的に検証したいと考えた。もう一つは、戦後最大の教育改革と評せられた1988年教育改革法（Education Reform Act 1988）及びメージャー政権下における1992年継続・高等教育法（Further and Higher Education Act 1992）による大規模で広範囲に互る高等教育・大学改革（学位〈学士を含む〉授与権のない polytechnic やこれに準じる college を学位授与権のある university college への昇格）を通じて英国の大学はどのように変わったのかを新しい目線で分析・検証したいと考えたのである。⁶⁾

③シェフィールド大学における筆者の処遇は、サッチャー政権以来の大学補助金（特に学生一人当たり）の減少傾向の中で、後述するニューカッスル大学留学時代と比べて悪化していた。研究室は PhD Programme の大学院共同研究室のデスクと旧型パソコンのみである。しかもそれは指定席ではなかった。研究目的の電話もナシ、研究資料のコピーも事実上自己負担であった。

④住まいは、民間の不動産代理店＝ブルンデルス社（Blundells Co. Ltd.）を介して市中心部から5 km 程離れた郊外の入口ともいえる緑鬱蒼とした環境にあるフラットにした。後で分かったことであるが、このフラットはビクトリア中期の1878年に盲学校として建てられた施設（正面最上部に BLIND INSTITUTION 1878 という造形跡がくっきり残されていた。）を改造したものであった。英国における貸手優位の取引条件の下で、事実上家賃2ヶ月分の手数料を払わされた。実はこの不動産代理店はかなり悪質で帰国までトラブルが続いたが、このことは後述する。フラット住人で会話したのは、情報科学のアメリカ人女性大学教授、HMBCの情報技術者、大学病院医師、英国の upper middle 出身らしき大学生・大学院生、富裕アフリカ人女性等である。シェフィールド市の不動産（税）評価額では middle class 向けフラット、と思われる。

(2) 1986～88年：ニューカッスル大学（University of Newcastle upon Tyne）⁷⁾

前回の留学は1986年8月から88年2月までの1年6ヶ月、立命館大学経済学部からニューカッスル大学客員教授（Visiting Professor for Department of History, University of Newcastle upon Tyne）として留学した。⁸⁾ニューカッスル市はスコットランド国境に隣接した北海に面するティン&ウエア州に位置する。

①扱て、私は京都大学大学経済学研究科博士後期課程において故大野英二教授との出会いと薫陶の下でイギリス石炭鉱業史の研究に取り組んでいた。その過程で1978年及び79年にニューカッスル大学を訪問し、北東イングランド（North East of England）の政治社会史研究の第一人者で

ある同大学人文学部史学科のマッコード教授（Prof. Norman McCord, a fellow of the Royal Society）と出会い、同教授から研究上の貴重なご教示を得るとともに、複数の操業中の炭鉱調査と産業革命期の工場・作業場への産業考古学的見学に参加させて頂いた。さらに、その上故立命館大学経済学部教授後藤靖先生のお勧めがあり研究成果を1985年に著書『イギリス石炭鉱業の史的分析』（有斐閣）[学位論文]として出版した。これにより、イギリス経済史研究の一つの区切りとした。

②そこで歴史を強く意識しながら思い切って、研究課題を現代に転進し現代イギリス経済に関わる「英国病」及びこれと重畳する「英国の南北問題と地域政策」に設定した。タイン&ウィア州を含む北東イングランドが地域政策上の「特別開発地域」に定められていた点に着目し、さらにマッコード教授が同大学への留学の身元引受人を喜んで引き受けて頂いた上に、多くの便宜を図ってくれた。30m²程の個人研究室（机・椅子、客用テーブル・椅子、書架及び電話〔研究目的専用〕）の無償貸与を受け、宿舎は同大学のマーティン副総長〔当時〕（Vice-Chancellor, Prof. L. W. Martin〔大学常勤役員の最高責任者〕）の私邸であった（ニューカッスル市中心部から6Km程郊外のポンティランド（Ponteland）のミドル・クラス専用居住地の敷地約1000m²の一戸建住宅／マーティン副総長が公邸住いだったので空き家になっていたためである。）。電話、テレビ（BBC）受信の契約は自己責任で行ったが、それ以外は大学のHousing Sectionに申し出ればすべて措置してくれた。

さらに、研究活動に関して秘書サービス、フォトコピー・サービス、図書館・語学センターの利用は無料、Academic Staff及びSenior Administration Officers専用のSenior Common Room（Restaurant & Bar）の利用も会員登録料（£2.00）のみでかなり廉価で自由に利用できた。スタッフによるセミナー・講義の出席・参加等も自由であった。加えて、マーティン副総長主催のクリスマス・パーティやニューカッスル市長主催の交流会にも夫婦で招待された。

③他方で、大学における日本関係の仕事の支援活動を行った。代表的な例は、日産自動車がサンダーランド（Sunderland）に工場を建設し開業を記念して1カ月以上に亘って開かれたジャパン・フェスティバル（サッチャー首相がオープン・セレモニーに出席）に関連して、北東イングランド開発庁からのパンフレットの日本語訳の依頼に応えたり、サンダーランド商業会議所（Sunderland Chamber of Commerce）を始めとした北東イングランドの主要商工業者を招待した駐英日本大使館主催の交流会を支援したことである。また、ニューカッスル大学の研究教育スタッフを組織して英国立地の日本企業の工場見学（日産2回、日本精工、NECスコットランド）を実施した。さらに、同大学の若手教員研修プログラムの一環として、日本の学校教育制度に関する講義を担当した。

II. 英国社会の変貌～「変わらぬ英国」と「激変した英国」

(1) ビザ（Visa）取得手続きの激変～簡素・迅速な手続きから煩雑・長期化する手続きへ

1986年と今回とでは「留学ビザ」取得手続きは激変していた。1986年の時は、必要な書類はパスポート、本務校学長の「留学命令書」と留学費・年俸支払保証書、留学先大学の招待状（Invitation Letter）、居住予定住居証明書、預金残高証明書（英文）であった。これを在日英国領事館（大阪）に持参すれば、その場でパスポートに「留学ビザ」スタンプを押印してくれた。

ところが今回は全く様相が違っていた。前述の全ての書類に加えて、“ACADEMIC VISITOR (VAFIF NOV 2008)” (Home Office UK Border Agency 作成) という「ビザ申請書」(10分野99項目の情報を記入)、使用済みパスポートのコピー、戸籍謄本(及び英訳文付き)及び顔写真をすべて申請受付事務所(大阪)に提出する。在日英国領事館は全く関与しない。

これらの書類は全てフィリッピン・マニラにあるアジア地区を統括する UK Border Agency に送られ、結果を知るのに最低2～3週間を必要とする。その間パスポートは取りあげられて手元にはない。留学前に、住宅探しでシェフィールド大学を訪問した時、同大学に留学中のD大学のある准教授はビザ取得が間に合わず、シェフィールド大学の身元引受責任者のH教授に英国外務省と交渉してもらってやっと取得できたと言われていた。筆者の場合は、辛うじて間に合ったのである。こうしたことは、2つの事情が関係している。1つは2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件、2005年7月7日のロンドンでの地下鉄・バス爆破テロ事件等を背景にしており、もう一つは「移民の総数制限」政策により、厳格なビザ発給審査が行われているからである、と思われる。英国に1年以上滞在(居住)する場合、どんな目的のためであれ「移入民」(immigrant)として扱われる。日本のN社の元幹部社員に聞いた処によれば、英国子会社の役員・幹部社員の交代のための「労働ビザ」発給申請は中々許可されず、許可される場合でも1年以上かかっていると言われる。

(2) 階級社会 = 英国(上流階級, 中間階級, 下層・労働者階級)と悪化する社会環境

①フラット入居後1～2週間シェフィールドの街のショッピングや大聖堂・教会見物に歩いてみて大変気になる事象に気が付いた。英国人の「肥満」がひどく目に付いたのである。前回の留学の時は日本人と比較しても気になる程ではなかった。それで少し調べてみた。「肥満」を測る基準はボディ・マス・インデックス (body mass index) と言い、体重(kg)÷身長(m)²が25.0以上～30.0未満が「肥り過ぎ」(overweight)〈例：身長1.70mの人/72.25kg以上〉、30.0以上が「肥満」(obesity)〈身長1.70mの人/86.7kg以上〉に該当することが分かった。15歳以上の英国人の「肥り過ぎ」+「肥満」の人口比は63.8% (2007年)、同「肥満」者の人口比は23.0% (2005年)であり、同じく日本人はそれぞれ22.6%、3.2%である⁹⁾。成程と納得した次第である。英国ではメディア関係者や政治家なども同様であり、お互いに気にしなくなっていると思われる。因みに、米国は前者が74.1%、後者が30.6%であり、OECDの中で最高である。他方でまた、英国における癌による死亡者は年間16～17万人に上り、その内25%程度が喫煙習慣を主たる原因とする肺ガン死亡者であるという状況(2007～08年統計/2009年喫煙率は男女とも20%、喫煙者1000万人¹⁰⁾)も気になる問題である。

②筆者は留学中殆んど毎日、英語のトレーニングを兼ねてBBC80というニュース専門番組を観ていた。また、ほぼ毎日、近くのNews Agentまたは郵便局売店でFinancial Timesを購読していた。そして、小学校から大学までの学校制度に関わるイギリス人のメディアにおける論調を見聞して分かることは、upper class, middle class, lower & working classと謂う言葉が日常用語として使用されていることである。或いは、イギリス人には金持ち(rich)や貧乏人(poor)という言葉を使うのに全く躊躇がない。また、英国では階級ごとに話し言葉、アクセント、家族構成員関係や行動パターン、趣味や関心等が異なる状況は今でも変わっていないようだ¹¹⁾。上流階

級は家族単位で行動し、ミドルは夫婦単位、そして労働者階級は夫婦別々、に行動する。上流階級の趣味は乗馬（乗馬を飼育し家族で遠出する。）、キツネ狩りや障害物競走（steeplechase, hurdle race）、ミドルはラグビー、労働者階級はサッカーを趣味とする。1986～88年の留学中に、私たちの借家のあったポンティランド区域と自動車旅行中のウェールズ・カーディフの浜辺で3～4人の家族が一人ひとり馬に乗って駆け巡っていたのを思い出す。ポンティランドの上流家族の邸宅は正門から100m以上奥まった位置に建つマンション・ハウスだった。

③また、ミドルクラスの人々は、アンティークの売買とクイズ番組が大好きなのは感心させられた。毎週1回以上の頻度でBBCを始めとした其々のTV局は、カントリーサイドのNational Trust等が管理運営する貴族のマナーハウスの広大な庭園・広場を使って素人所有のありとあらゆるアンティークの値決め場面を放映したり、プロのトレーダー2人を組み合わせ予算額と期間を決めアンティーク・ショップや臨時のアンティーク売買広場の買手・売手として登場させて売買損益を競わせる番組を放送している。クイズ番組もBBC（3局あり）だけで毎週、1）5組程度の回答者（家族単位もある）による1回ごとの賞金付きクイズ、2）半年または1年単位で多くの予選を経て準々決勝、準決勝、決勝へと進むクイズ（司会者が回答者に職業を必ず聞く）、3）また大学（Oxbridgeのような独立collegeを含む）間クイズ勝抜き競争、を放送している。ランキングが上位の大学チーム（5人1組）が必ずしも勝つとは限らないのが面白い。クイズの問題は結構難しく、英国の歴史、文化、政治・外交、経済、社会、芸術・芸能、音楽等の多分野に亘る。これらの番組はすべて、ゴールデン・アワーの18時から21時の間に放送されているのである。

また、ミドルクラスの高齢者・年金生活者は、演劇・オペラ・ミュージカル・クラシック音楽等の鑑賞が好きようだ。市当局の補助金もこれありで比較的廉価で鑑賞できる。筆者が8回、妻が16回、シェフィールド市内の劇場や市民ホールで開催されたこれらの鑑賞に出掛けたが、ミドルクラス（夫婦連れが多い）と思われる高齢者で一杯であった。さらに、ミドルクラスの人々は、子供が親から独立して中年以上になると、カントリーサイドの広い庭園のある住宅に住みたがる習性が未だに続いているようだ。TV番組で、そうした人々の住宅探しを毎週追いかける番組を放送していた。

④他方、パブ（pub）はミドル・フラット（middle-middle）以下の人々や下層・労働者階級が行く「大衆酒場」である。このパブが21世紀に入って（特に2007年以後）一貫して減少している（英国全体で2000年の約61,000店から2010年の約50,000店になった。）。これはパブでビールを飲む習慣から缶・瓶ビールをスーパー等で購入して自宅で飲む習慣に変わってきたことによる（パブでのビール販売量は2000～06年に前年比で毎年2～5%減、06～10年で同、5～9%減少している。ショップでの売上高は前年比マイナス及び±ゼロの年もあるが6ヶ年は最高10%増を始め6%増、7%増を含めプラス傾向¹²⁾である）。

⑤2010年度は英国の大学授業料問題が立法上節目（見直し）の年に当たり、保守党・自民党連立政権（Coalition of Tory and Lib-Dem）の下で与野党対決の重要政策課題になった（2012年度から最低6000ポンド→上限9000ポンドで決着）のであるが、この問題の論議の際にも労働者階級出身の志願者・学生が金銭的に不利にならない措置をどのように講じるかが共通の論点になった。そして今日では、階級区分は3万ポンド未満、3万ポンド以上～10万ポンド未満、そして10万ポンド以

上等という形で所得階層区分としても論じられていることが分かる。それ故、教育(学校教育)は、日本では多少違和感のある社会政策として論じられるのである。欧州大陸(西欧)における大学授業料が無償または無償に近い水準になっているのは、これは社会政策問題であるからだと考えられる。

⑥22~24年前と比べて今日の英国は物騒になった。北部イングランドで銃を乱射する殺人事件が目立ったばかりでなく、全国でレイプ殺人事件が10件前後報道されていたのである。日没後の人通りのないか、少ない道を女性一人で歩くのは危険であるというのが共通世論となっている。

⑦また、英国人のマナーが悪くなったように思える。歩き喫煙・吸殻やペットボトルのポイ捨て、公共交通機関の車内における(大声での)携帯電話使用は当たり前(車内での自粛放送は勿論ナシ)、さらにはtake-away料理(弁当)のケース・袋の道路や他人の住宅敷地内へのポイ捨てが常態化している。そして、自宅(店舗)前の散乱しているゴミ・落葉を住人(または店員)が掃除をしない慣習(市の清掃車または清掃員が処理するのを待っている状況)には驚かされた。英国滞在中に旅行した都市(ロンドン[3回]、ノリッジ、ニューカッスル[2回]、ダラム、エディンバラ、ノッティンガム、リバプール等)の中でもシェフィールドが一番ひどいようにも思えた。1986~88年留学で居住したニューカッスル市郊外のCallerton Court, Darras Hall, Pontelandの住人は、自宅前の歩道・車道の落葉を掃除していたし、冬に雪が積った時は通行人が滑らないように除雪していた(わが家族も実行)のを思い出す。それぞれの都市の居住区域や階級・階層の地元独特の社会性が反映しているのかもしれない。

(3) 地方都市と街並み, 住宅事情

①英国の地理的空間をよく知っている人には周知のことであるが、イングランドは地理的にダービィの北に位置するPeak District National ParkからYorkshire Dales National Parkを経由しスコットランド国境のCheviot Hillsに至る標高1000mに達しないその中央部を貫くペナイン山脈(The Pennines)を背骨とし、加えてLake Districtsの荒山を除いて、多くの丘陵地形はあるものの芝生の絨毯を敷いたような緑の平地帯である。列車や車でイングランドのどこを走っても短い都市部を過ぎるとすぐに「緑の絨毯」に出会い、羊や牛馬、時には穀物・野菜畑が視線に入ってくる美しい景観である。英国全体は7割が平地で3割が山地である。日本はその逆である。

筆者がイギリスを旅した1978~79年はロンドン(特にテムズ河畔)を含む都市は荒廃していたが、1986~88年留学時には再開発が進み始め(Westminster BridgeからGreenwichに至る観光遊覧船で観察したテムズ河畔は放置されていた倉庫地帯が目を見張るように建て替えられた様子を確認することが出来た。), 今次の2010~11年には地方都市における再開発も一段落したという印象を受けた。

前回の留学地=ニューカッスルには今回、マッコード教授と旧交を温める動機と都市再開発の状況を見聞したいという意図で2回訪問した。ニューカッスルは労働党の金城湯池=北東イングランドの中心都市であり、1997年のブレア労働党政権以降都市再開発が進められた。ニューカッスル都心部の再開発はなお進行中であったが古いShopping Mallは一新され、タイン川兩岸を東西に結ぶサークルラインと空港行、サッカー場行を含む地下鉄が整備され、タインブリッジ下流の波止場地区(Quayside)は遊歩道と新しい流線型のGateshead Millennium Bridge、対岸に新施設Baltic CentreとThe Sage Gatesheadが整備されていた。

また「ビートルズ世代」としてビートルズ記念館を見学するために訪れたりヴァプールは、これまた労働党政権下で新たな都市計画により街並み空間が一新され地下鉄を含む交通網も整備され斬新な美しい景観を呈していたのが印象的であった。

地方都市の道路は住宅地を含めて段差付歩道が両側に整備され（日本のような「専用歩道のない（白線引き）車道」は見かけなかった。）、日本のような無粋な電柱・電線¹³⁾（これは「観光景観」の最大の汚点）も見られない。その意味では、美しい街並み景観を呈している。また、歴史的には共有地（Commons）だったと思われる5ha以上の公園が随所に配置され季節の花木で溢れていた。中でもシェフィールドでは私たちが散歩がてら70～80回入園した、篤志家が市に寄付をした9haあるSheffield Botanical Gardenは、日本を含む世界の草花を栽培している総ガラスの温室、Coffee ShopやSouvenir Shopを付設し、フェスティバルも行われる実に楽しい美しい公園であった¹⁴⁾。

②もう一つ日英の都市計画の視点から40年来気懸りの問題がある。日本の都市では路上駐車は、事実上一貫して放置されている。稀に（4ヶ月に一度位に「全国交通安全週間の期間中」）日本の交通警察は「点数稼ぎ」のために「駐車違反票」を貼り付けている。通常は放置されている。筆者の住む京都市について言えば、平安神宮北側の丸太町通南端側は直線200m位に互ってトラック、観光バス、タクシーや乗用車でしばしば「満車駐車場」になっており、市役所南の御池通は「公然たる観光バス駐車場通り」になっている。観光シーズンになるとこの状態が一層拡大する。英国では都市区域全体として路上に駐車路側帯を設けて時間制限付駐車料金機（parking rate metre）が設置されている。制限時間は最大3時間位、料金には地域差が大きく1時間20ペンス～1ポンド（27円～135円）である。一都市では膨大な数の車が駐車しているので、市警察の貴重な財政収入になっている。その条件の下で、交通警察（または独自権限を持つ駐車違反取締官 traffic warden）が1～2時間ごとに巡回して駐車違反に常に目を光らせていて、反則切符を貼り付けている。駐車違反による交通妨害は殆どなく、その点では交通事故防止にも役立っていると言ってよい。

英国の都市区域道路は日本と比べてもそれ程広いわけではないのに日本の交通警察は何故見習わないのか、30年来の疑問である。市町村行政当局・議会、都市計画審議会、交通警察全てがサボタージュして責任逃れをしているとしか思えない。日本の警察は公安（左翼対策）・治安（殺人・殺傷事件や詐欺等経済事件対策）が主要な関心事で、交通対策にはそれ程関心（熱意）がないのではと思わざるを得ない。かかる都市道路・交通問題は、電柱・電線問題とともに都市計画における悪弊メダルの裏表である。このこと一つ取っても日本は、中国ほどではないにせよ、なお「人治国家」の要素が残されていると思われる。

③他方で、英国の住宅事情は度重なる不動産投機の影響を受け、この20年間で1人当たりGDP増加率・消費者物価上昇率を大きく上回ってきた。1990年を基準として2010年と比較すると、1人当たり名目GDP増加率は約2.34倍（実質1.36倍；但し所得階層最上位10%を除く圧倒的多数の国民の実質所得は20年間殆ど変化なしとメディアは指摘している点には留意が必要である。）、消費者物価上昇率は60.2%、平均住宅価格上昇率は3.05倍となっている。住宅価格は地域的にはロンドンが最も高く2000年の23.2万ポンドから2011年には54.2万ポンド（一戸建は平均120万ポンド、同フラットは54万ポンド）、2.33倍となり、イングランド&ウェールズ平均価格の2倍となっている、と言われて

¹⁵⁾ いる。それでもロンドン¹⁵⁾は慢性的住宅供給不足だとメディアは報じている。地方都市の人々は「ロンドンはUKではない。我々では住めない。」と言う。ロンドンに勤務先を持つ英国人でもグレート・ロンドン外から通勤している人が多いことがよく理解できる。私たち日本人夫婦二人でロンドンで比較的安全な場所に住もうとするとベッドルーム2室のフラットで月額2000ポンド（当時の為替レートで約28万円）前後の家賃が相場であるとケンブリッジ大学出身の英国人教授に指摘されて、留学先としてロンドンを諦めてシェフィールド大学にお願いすることにしたのである。

④貸手優位の住宅市場には注意と調査が必要である。筆者は、不動産代理店と家主の「不運な犠牲者」になってしまった。すなわち、第1に貸手側の空き家が2月末に発生したとすると借手はいつから住もうとしても（4月であろうと5月であろうと）3月分から家賃を払わせる（空き家直後の入居は幸運だということになる。）、第2に1回位の下見でははっきりと発見できない・或いは使ってみないと確認できない住宅の機能的構造的欠陥（電気機器、暖房機器、水回りやドア・壁・窓）は新規の貸借契約前に家主の責任で修理しておくという「善良な市民」の社会的規範が欠けているのである。入居後1週間以内にこうした欠陥を“Checkout List”に記入して代理店に提出することになっていた。私たち夫婦は、1983年製の洗濯機の故障（乾燥機能）、ドアがきちんと閉まらない（3カ所）、あちこちの壁に大小無数の傷、カーテンレールの機能不全等、合計29カ所の欠陥を発見・確認して写真を添付して代理店に提出した。しかし、書簡3回、交渉回数等、かなり膨大な時間を浪費して、4カ所を修理・更新したのが2カ月後であった。これら以外は、何度交渉しても「家主（大富豪のインド人青年）が同意しない……」等、のりくりりで帰国するまで放置された。ミッドランドの大手不動産代理店の一つである Blundells は実に悪質で狡猾な業者であった。これにはおまげがある。フラットの郵便受は鍵付きであるが、何度請求しても鍵を渡さず銀行・電力・水道等の関係書類や Debit Card が2週間も受け取れなかった。そして、この国は電気・ガス・水道のメーター・チェックは住人が記録して通知する「業者手抜きシステム」になっているのであるが、Blundells はメーター設置場所を通知せず、また設置場所に入りするドアの開閉鍵も渡さない始末である。さらにその上、フラットの使用状況調査と称して、事前通知の有無・住人の在宅・不在に拘わらず合鍵を使って侵入してくるのである。多数の欠陥箇所を放置してよくこんなことが出来るものだなあと感心したものである。いくらなんでも日本では常識的に考えられない事態であった。しかし、この国ではこの程度のことは、不動産業界では「常識」であると周りから指摘されたのである。

（4）小売業・サービス業の激変

①4人家族で留学した1986～88年当時、スーパー・マーケット、百貨店や専門店、レストランやカフェテリア等、小売業の範疇に入る店と云う店は、土日や祝祭日には全て閉まっていたのを思い出す。「強く戦闘的な労働組合」の存在があったが、少なくとも1970年代まで保守・労働両党とも「キリスト教的安息日」の習慣の下で、そうした慣習を問題にした様子は全くなかった。しかし、サッチャー政権は戦闘的労働組合への対決姿勢を鮮明にし、同時に（法令上の）労働組合制度改革（特にストライキに関する厳格な手続き、同情ストの禁止、ピケ等のスト権行使のあり方や組合加入の形態 = ショップ制等の厳格化と労働組合の地位の改革）¹⁶⁾を断行した。

その結果、今日では、土日でもイースター・ホリデイ期間中でもどこかの小売店は開店してい

るし、特に大型店やレストランは土曜日（及び日曜日さえ）開店していた（年中無休）。ウエイトローズ（Waitrose）という有機栽培の野菜果物が豊富な大規模食品スーパーチェーン店は1回50ポンド以上の買物した場合、一律5ポンドの料金で即日配達サービスを実施している。独仏伊にはなお日曜日やイースター・ホリデイには開店していないようだ。

銀行でさえ土曜日（ウィークデイは9:30～15:30、土曜日は9:30～12:30）も営業しているのには驚いた。居住区の小郵便局も、平日9:00～17:30、土曜日は9:00～12:30の時間帯で営業している。こうした利用者への便宜サービスは勤務体制シフトにより可能になっている。日本の銀行や郵便局も見習うべきであると感じた次第である。その上、周知のことであるが、インターネットによる財貨・サービスの購入は24時間・365日営業中である。

②他方で、家計・個人の財・サービスの購入に対する支払方法の変化にも驚かされた。私たちはイギリスでの（Barclays Bank）預金口座が万全に使えるようになる迄の為にかなりのポンド紙幣を用意して行った。1986～88年の留学時にはキャッシュ・カードで引出した現金で決済していた。現地のお年寄りも僅かな金額でも小切手で決済していたのを思い出す。そんな面倒なことは御免だと思って日常的には殆ど全て現金決済をしていた。しかし、小売店のキャッシャーの釣銭の数え方は頼りなく、引き算ができなくて足し算方式で数えていたのであり、これは今でも変わらない。

今日大きく変わったのは、基本的に1回5ポンド（650円/£1.00=¥130換算、以下同じ）以上の支払いは殆ど全て Debit Card で行われていることである。Debit Card を保有していない消費者（生徒・学生が多い）だけが現金で決済しているという状況である。小切手による支払いは全く見かけなくなっていた。公共料金等定期的な支払案件やインターネット取引も Debit Card 決済である。マネーサプライにおける現金流通量（ M_0 ）は大幅に減少している、と思われる。

かかる Debit Card 決済や現金引出し用に開設する経常〔当座〕口座（Current Account）には従来と同様に金利はゼロである。金利付口座は別個に貯蓄口座（Saving Account）を開設しなければならない。一般的には残高1万ポンド以上である。どちらも日本流の預金通帳はない。残高が変動すれば1カ月に一度すべての取引と期末残高を記入した計算表が取引銀行から送られてくる。滞英中、時に取引項目が100件を超え5ページの計算表が送られてきたことがあった。カードによる現金引出しもいつでも手数料無料である（但し店舗外のATM引出しは上限30ポンド）。日本の当座預金口座と同様の一般消費者の経常口座無利子制度は、ネットワーク上でのカード維持費、口座振替手数料や計算表作成・送付料等の無償制によるものと考えられる。したがって、英国人は出来るだけ経常口座残高を少なくして、必要に応じて貯蓄口座からコマ目に経常口座に資金を移動させているのである。この処理は、日本でと同じように、簡単にATMで処理出来る。経常口座に残高を5000ポンド以上に移動・設定すると、銀行窓口のキャッシャーから「そんなに沢山移動して大丈夫？」と聞かれたことがある。給与はかかる経常口座に振込まれるので、必要に応じて貯蓄口座に移動させている。それ故、日本のように残高僅少の経常（普通預金）口座は余りないように思われる。

日本でも銀行発行のクレジット・カード支払、百貨店やスーパーの独自カード支払等、ノー・キャッシュ決済がそれなりに普及しているが、小額の5ポンドから殆ど全て Debit Card 決済というのは見聞したことがない。一般家計にとっての便宜性と銀行経営の観点から、日英どちらの

銀行預金・決済制度が合理的であるかを一度熟考してみるのも意味がある。他方で、Debit Card 決済には落とし穴もあるから注意を要する。今年1月のロンドンで宿泊した四つ星ホテルから勝手に他人分の経費を引き落とされ交渉で返済させたり、Amazon UK から注文もしていないサービス（内容は不明）で勝手に49ポンドも経常口座から引き落とされ抗議し交渉しても未だに返済を受けていないという事例もある。

(5) 公益事業民営化とサービス、家計への影響

①小論はサッチャー政権以来の国有（国営）企業・公営企業の民営化（Privatisation¹⁷⁾を本格的に論ずるものではない。かかる民営化政策の展開は全てが成功裏に進捗したものではないが、労働組合制度改革等とともに、「英国の衰退」を食い止め、GDP 成長率や失業率の点で欧米主要国を上回る実績を挙げてきた基盤をなすものである、と筆者は考えている。扱って、ここでは、生活者＝消費者の立場から公益事業民営化の家計への影響を論じてみたい。民営化後の公益事業には規制機関によって一定の計算式に基づいて料金規制が実施されてきた経緯があり、英国滞在中の経験と日本との料金比較に関心があった。英国のわが flat は「オール電化」であったので、経験論的には電気と水道の料金、及び鉄道の料金・サービス問題を論じることにする。

②ところで、BBC は依然として国営企業であるが、1986～88年のようにBBC 視聴料を支払うのではなく、今日ではTV Licensing Co. UK という別会社があってテレビ受像機をTV, computers, mobile phones, game consoles, digital box 及びDVD/VHS recorder に使う全料金が含まれているライセンス料を支払う制度になっており、1年分として145ポンド（18,850円）である。1986～88年にはBBC 視聴料として100ポンド（23,500円相当）を払ったので、日本円ベースでは値下がりした、と言える。BBC 予算は、今日、政府予算の一部である。

③電気（電力）料金や水道（上下水道）料金はどうか¹⁸⁾？

③-1 今日、英国の電力部門は全て民営化され電力供給（発電）会社は25社（ガス併給2社）ある。送電会社は1社（National Grid）独占で全国の電力需給を瞬時に調整し、必要に応じてフランスの電力供給会社から買電を実施している。配電会社は14社あるが事実上地域独占事業である。消費者は、原則として、電力供給会社を自由に選択できる（電力料金は各社のホームページで公表されている）。その意味で、電力供給会社間の競争はそれなりに厳しい。私たちの flat の前の住人はフランス電力と契約していたと聞く。

英国の家庭用電力料金は、eDF ENERGY の“DOMESTIC ENERGY PRICES EXCLUDING VAT”（2010年3月現在）という料金表によれば3種類（Standard, Economy7 及びEconomy10^ハ#）もある（この外「先払い」料金表もある）。私たちにはEconomy7 が適用された。昼間電力にはBand A (first)〈最低基準料金〉とBand BのkWh (next) 単価が適用され、夜間電力にはBand Bの45%相当の割引料金（Night kWh）が適用された。料金の支払方法でDirect Debit を選択するとVAT 付加前料金の6%割引を受けることが出来る。VAT は5%である。その結果、6ヶ月分の電気料金を平均するとkWh 当り13.59円であった。帰国して2011年4～7月＝4ヶ月分の関西電力の徴収料金を計算するとkWh 当り21.63円であった。その限りでは、英国の家庭用電力料金は日本の63%（換言すれば日本の電気料金は英国より59%も高い）である。発電会社間の競争と日本のように電力会社とは癒着していない規制当局（offer; Office of Electricity Regulation）の料金

規制の結果であろう。

③-2 現在、英国全体で上水道供給・下水道処理を扱う民営水道会社が地域分割された形で12社（England 9, Scotland 1, Wales 1, Northern Ireland 1）、民営上水道専用供給会社がイングランド南部にのみ14社ある。しかし、電力供給とは違って消費者＝利用者には水道会社を選択する余地は全くない。私たちの場合は、ヨークシャー・ウォーター（Yorkshire Water Services Ltd）である。¹⁹⁾ 民営化されていると云っても「地域独占」に変わりがない。英国の平均年間降水量は920mmと言われ（日本は1700～1800mm程度）、急峻な地形が少ないイングランドは日本のような大規模なダムや琵琶湖のような大型湖は殆どなく（因みに、イングランドやウェールズでは連続50mmの降水量ですぐに洪水が起きるレベルの治山治水状況である。滞英中にヨークシャ、ウェールズ及びコーンウォールの合計7箇所で洪水が発生した。）各地に貯水池が設置され上水道供給が行われている。英国の上下水道料金にはVATは課税されないが、住宅の樋で集められ下水に流入する雨水にもSurface Waterと称して10ポンド（1350円）前後の賦課金が徴収される。これらを合計して、京都市上下水道局の「料金早見表」と比較するとヨークシャー・ウォーターの水道料金は京都市よりも40%程度高いことが分かった。英国の水道料金は使用量に対して逡減的であるが、京都市の場合はその逆である。いずれにしても「地域独占」はその形態如何に拘わらず消費者＝利用者にとって良いことは何もない。

④この中項目の最後に、民営化後に激変した英国鉄道事情を滞英中の利用者の視点から記述しておきたい。

④-1 英国国有鉄道の民営化は民営化政策全体の中でもあらゆる側面から失敗策の典型事例と評価されている。²⁰⁾ 本稿は英国国有鉄道の民営化政策を論じるものではないが、掲出の諸資料から導出できる結論のみ指摘する。1993～97年の4年間に互って実施された英国国鉄民営化の構造は「上下分離・分割民営化」を大原則として1）鉄道路線（トンネル・鉄橋等関連施設を含む）、信号系統や駅舎等の鉄道インフラを所有し列車運行会社に貸与するRailtrack社、2）旅客列車運行会社25社、貨物列車運行会社6社、3）車輻リース会社（Rolling Stock Leasing Companies=ROSCOs）3社、4）インフラ保守・更新を担う英国鉄道インフラ・サービス（BRIS）～インフラ保守7社及びトラック更新6社、5）専門会社2社（欧州旅客サービス社〈ユーロスターサービスの英国部を運行）及び高速鉄道I建設プロジェクトを実行するユニオン鉄道社）等、約100社で構成されている。

こうした民営化構造は、第1に民営化後連続的に発生した衝突・脱線等の列車事故（1997～2002年に重大事故5件）に象徴的に現れた列車運行の安全管理問題から「上下分離」と鉄道インフラ所有、保守と更新を担う企業が分離されていることが厳しく批判された。鉄道輸送の安全性に対する信認を地に落としたのはハットフィールドにおける列車脱線事故（2000年10月17日）であり、Railtrack社の破産に繋がった。第2に、かかる鉄道民営化（構造）は鉄道への政府補助金を削減・解消すること（同時に特に保守党にとっては英国国鉄労働組合の解体）が意図されていたが、結局、100社にも分散した鉄道経営体制はCEO等経営者が膨大な数に上るばかりでなく業務の会社間調整にも多数の人員と時間を要して経営効率も低下し、政府補助金は減るどころか増大していったのである。民営化前（1993年度）の補助金は11億ポンド、民営化年（1994年度）に21.6億ポンド、そしてRailtrack社の破産と2002年10月にこれを継承した事実上の国営会社Network Rail社になり（2006年9月時点まで）年間約50億ポンドが注ぎ込まれた、と指摘されている。

④-2 今回の留学準備のために2010年2月9日～14日に英国に渡りロンドン経由でシェフィールド大学の訪問時に驚いたことは、Britrailの運賃が同一区間でも極めて多様であることであった。チケット予約なしの朝の通勤時間帯（出発時刻7:00～9:30）の運賃は昼間時間帯の3～4倍（2等片道92ポンドのチケット購入）になり、また往復運賃は予約時間設定の場合は片道運賃と同額であることだった。その上、留学開始初期に情報収集した結果、さらに驚いた。鉄道運賃には子供用・家族用・高齢者用等の様々な割引制度があり、これを利用する為に私たちのように60歳超の場合はシニア・レイルカード（senior railcard/1年有効）を一人20ポンドで購入し出来るだけ早く予約をすると、例えば6月13～17日のロンドン観光の際にシェフィールド⇄ロンドン・セントパンクラス往復の1人当たり2等往復運賃は22.45ポンドであった（2等席といっても指定席予約が可能）。しかも、基本運賃は、通勤時間帯だけでなく其々の旅客列車運行会社が実施している混雑度シミュレーションにより細かい差が付けられていることが分かった。運賃は「需給関係に基づく市場原理」で決まるというわけである。というのは、予約はインターネット上で行われ（駅窓口予約も可能）、往復の日付・時間帯を入力するとシニア割引+予約割引運賃が往・復それぞれ示されて、購入者が選択する仕組みになっている。チケットの受け取りは最寄駅（私たちの場合はシェフィールド駅）でDebit Cardを挿入し予約番号を入力すると発券されるチケット・マシンを通じて行われる。レイルカード購入費は1回の旅行だけでお釣りがくる。以後の旅行はこのシステムを全て利用した（シェフィールド⇄エディンバラ往復52.1ポンド等）。鉄道運賃はバス及び航空機と競争していることもあり、また長期的円高での為替換算もあり、英国が日本よりはるかに廉価であると感じた。

④-3 他方で、英国の鉄道は時間厳守ではないという評判であったが、少なくともシェフィールド、ロンドンやエディンバラ等の始発駅ではほぼ時刻表通りの発車であった。また、駅舎も改装され美観が回復し、ドリンク&フードサービス環境も良くなった。ロンドン・セントパンクラスはユーロスターの始発駅でありshopping mallを形成していたのが印象的である。各駅の出発便・到着便の情報は大型の電光掲示板で表示され、これまで列車内で聞いたことのない停車駅案内放送が行われるようになっていた。チケット・チェックは、乗降した駅の中ではロンドン（改札口チェック）を除いて四半世紀前と同じく列車内検札制が一般的であった。

④-4 このような改善された点ばかりではない。特に指定席予約システムは出鱈目だ。私たちは9回の鉄道の旅で3回も往生した。1) 昨年7月のニューカッスルへの旅行ではドンカスター・ニューカッスル間で私たちの一等指定席に二等車切符を持った大勢の子供連れの貧相な女性が占拠していたので、「退く」ように要求したら車掌が「ここで良い」と言ったので「退かない」と言う。周りの英国人乗客も呆れていたが、車掌が検札に来た時にクレームをつけようと思ったが、この時だけ車掌は検札にも車内切符販売にも来なかった。2) あるべき予約指定席が実際には存在しない切符を購入させられたことが2回もあった。新型車両には窓側上部の電光掲示板に席次が表示され指定席の場合にはその駅間が明示されているが、旧型車両は椅子の背もたれ頂部に予約札の差込口が付いているが自由席と指定席の混合車両で頻繁に車掌によるサボタージュが行われているのである。予約指定席でも当該駅より前で乗客がいなくて飛び込みの自由席乗客が座って当該駅に着いて予約者が来てもなかなか席を空けようとしないので一悶着が演じられる。こうした指定席予約システム問題とは別に、昨年9月のエディンバラ旅行の帰路にはドンカスター

で列車が East Coast Line から East Midlands Line に入る時ポイント切り替え用のケーブルが盗難にあったとして25分も立ち往生し、当駅で列車乗り換えを余儀なくされるという事件があった。また旅行に関わって注意を要するのはホテルの receptionists である。正副支配人を除いてパート・タイマーが多いのであるが、Debit Card による支払いとレシートの受領 (The Lion King と The Phantom of the Opera 鑑賞でロンドンの4星ホテル宿泊→帰宅後ホテル側が勝手に自動追加引落し (→返済請求実現)) もさることながら、市内交通案内サービスは誤った情報提供をする (イースト・アングリア大学訪問時の Norwich の4星ホテル) 等かなりいい加減である。

(6) 居住外国人に対する公共行政サービス

①驚いたことに、英国 (少なくとも England & Wales) 地方行政当局は英国内で所得のない (筆者の場合は日本で年俸+留学費等を受給) 住宅 (同, flat) 借家人から Council Tax と称する地方税 (固定資産税) を徴収する。Sheffield City Council から受け取ったパンフレット ("Working for you" April 2010) によれば、この地方税は「貴殿の不動産は次の評価区分の一つに位置付けられ」課税されると書かれている。日本の常識では、固定資産税はその不動産所有者に課税されるのであって借家・借地人に課税されるものではない。しかも筆者は英国では無収入である。この常識は英国では通用しない。しかし、筆者はどうしても納得できないので、2010年4月28日付けで書簡とメール (title "On demand to pay council tax to residents of no work and no income in UK") を市税務当局に送って、免税措置を講じることを請求した。そして、5月11日付けで送られてきた上級地方税管理官 (Mr P. Sears, Senior Council Tax Officer) の回答書の内容と措置が面白かった。

その趣旨は「この地方税は不動産の所有者であるか賃借人であるかには関係ありません。不運にも貴殿の申し出た事実では免税カテゴリーに入らない。第三者が不動産を占有し当該者が働いていないという通常の下ではその人は地方税免除の請求ができます。不運にも貴殿には“公的資金の償還請求権がない (no recourse to public funds)” のでこれを請求することはできません。貴殿に免税を許可することはできないが、この地所が貴殿の主たる住居ではないことを考慮し地方税10%を減額することはできる。」であった。その結果、2010年度1年間の地方税£1475.25が10%減額されて£1327.73の修正通知が同封されていた。“公的資金の償還請求権がない” というのはビザ発給の際に英国入国管理官がパスポートにスタンプで捺したものであり地方税の免税問題とは直接関係がないと思ったが、これ以上市当局と延々争うのは不動産代理店 Blundells 問題も決着していなかったこともあり時間の浪費になりかねないので断念した。

この地方税は、実は市の「一般行政税」(全体の86.95%)、「警察税」(同, 8.97%) 及び「消防税」(同, 4.08%) の3カテゴリーに区分されて構成され、税額は不動産評価額に基づき A (£983.49) から H (£2950.49) まで8段階となっている。シェフィールド市は全国比ではかなり高い税額基準に位置していた。筆者の場合は区分 D (valuation band D) であった。

②筆者は、シェフィールド滞在中の交通手段として1万ポンド位の中古車を購入するつもりで資金準備をしていったのであるが、結局断念した。というのは、シェフィールド大学の筆者の相談者コンラッド講師から60歳以上のシェフィールド市民は必要な手続きをすれば、local bus & tram は無料になる Travel Pass が発給されると聞いたからである。シェフィールドのみならずサウス・ヨークシャー州全域はバスとトラムで移動できるし、食料の纏め買いは前述したハワイ

トローズで配達サービスを依頼すればよい、そして自家用車を買えば「歩かなくなる = 散歩をしなくなる」という健康に悪影響がある、と考え直したのである。Travel Pass の手続きをしたら直ぐに送られてきた。氏名・顔写真付き“T Travel South Yorkshire”, 4年間有効と書かれてある。しかも説明書にはローカル・バスやローカル・トラムであれば全国どこでも有効であると記述してある。一般乗客のバス最低料金は片道£1.30なので夫婦二人往復で£5.20となり、1年間の乗継乗車や遠出乗車を含めると地方税の全額を取り戻した気分になった。

③英国で住民登録をすると NHS (National Health Service/国民保健サービス) の適用対象になる。1986~88年のニューカッスル滞在の時は、ホーム・ドクター制度の下で15歳未満の2人の子供は診察・処方箋ともに無料、成人は診察無料、処方箋有料制であった。前者の無料制の理由は、15歳未満の子供は「児童労働禁止 = 支払能力ナシ」と云う明確な判断結果であった。かかる社会的判断基準は15歳未満用の衣料品等についても適用され、付加価値税が無税とされていた。これは現在も変わっていない。ところで、今回は夫婦とも60歳を超えていたことから「診察・処方箋ともに無料」が適用された。そして、英国では60歳から高齢者に対する社会保障制度上のあらゆる措置が適用されることが分かった。ホーム・ドクター制度も同じだが、前は居住地区 Darras Hall の医師一人のクリニックが指定されたが、今回は Sheffield City GP Health Centre というクリスマスやイースター等の状況を含めて年中無休、8:00—20:00診察の大型診療所であった。より専門分野の検査・診察を受ける場合は GP (general practitioner) が専門病院の特定診療科宛てに依頼状を作成して患者に持参させる仕組みになっている。筆者は専門病院に10回程通院した。

Ⅲ. 英国の政治と経済～総選挙, 戦後初の連立政権, 超緊縮財政, 官僚の年俸と天下り機関

以下の2章(Ⅲ&Ⅳ)は、英国の経済政策と大学問題を経済学的に本格的に分析しようとするものではない。政治・文化の視点から英国社会を観察しようとするものであり、本格的分析は別稿にて行う予定である。

(1) Old Labour から New Tory (New Conservatism) への政権交代と連立政権の成立

①2010年5月6日、英国選挙史では慣習的にほゞ4年ごとに行われてきた総選挙(下院議員選挙)が選挙法上の5年満期で実施された。実に興味深い選挙であった。前回留学時にも1987年6月に総選挙が行われ運動員から戸別訪問を受けた記憶はあるが、日々、新聞やTVで情勢や党首の演説を追跡するまでの興味・関心はなかった、と思う。周知のように英国の総選挙は典型的なマニフェスト選挙である。主要3党はそれぞれA4版で100ページを超えるマニフェストを選挙日のかなり前に公表している²¹⁾。英国全国紙は選挙日直前に3党のマニフェストの争点比較表(歳出削減、税制、教育、銀行、選挙制度改革、EU、気候変動・環境、治安、高齢者問題、国防、医療、雇用、移民及び家族の14分野)を掲載して有権者に判断基準として提供している²²⁾。有権者は新聞等のマニフェストのダイジェスト版をよく読んでいるようである。選挙の結果は、保守党306議席(得票率37%)、労働党258議席(同、30%)、自由民主党57議席(同、24%)及びその他(スコットランド及び北アイルランドの地方政党)28議席(同、10%)であった。得票率と獲得議席数に大きな差

があるのは選挙制度が完全小選挙区制であるからである。但し、選挙区毎の有権者数の格差は²³⁾ 独立した専門委員会による調整が実施されており、選挙区ごとの有権者数のデータを見る限り精々1.5倍以内であり日本のような4倍超という現職議員優先の非民主的な馬鹿げたことはない、と思われる。

②労働党敗北の理由は、巨額の財政赤字問題が厳しく問われたが、むしろブレア時代から引きずってきたイラク戦争・アフガン戦争への参戦と多数の戦死者問題、与党議員（閣僚+閣外相等）による公金不正使用の露呈等に加えて、ブレア首相時代のNew Labourからブラウン首相のOld Labourへの後退にあった、と筆者は判断している。New Labourとは選挙区党（地元の党組織・支持者層）を重視し中間階級と協調しTUCの行動には是々非々で臨み、経済界を敵視せず必要に応じて連携しつつ、社会改革を推進する姿勢である。Old Labourの最大の特徴はTUCの基本的行動（争議行動を含む）を支援するということである。総選挙後の労働党大会でブラウン党首が退任し、New Labour（中道左派）のD. ミリバンドが僅差で負けて弟のE. ミリバンド（左派）がTUCの支持を受けて党首に選出されたのはこうした事情がその背景にあった。

③キャメロンを党首とする現在の保守党をNew Toryと呼ぶのは適当ではないかもしれない。英国でそのように呼称されている訳でもない。政治学の基準では「中道右派」である。だが、彼が2001年総選挙で初当選し2005年に再選され、敗北した保守党の党首選挙に38歳の若さで打って出て4人の候補者に対する2回の下院議員による投票を勝ち抜き、最後に残った2人の決選投票で30万人の党員投票において68%の得票率で当選した経緯をみると、彼は祖父母・曾祖父母が貴族の家系ではあるとしても父は株式仲買人であり1980年代までの“Tory Wet”とは異なる政治信条の持ち主である。²⁴⁾ この時の保守党下院議員の過半数は1997年総選挙以後に議員になった者であり、彼らは引退議員よりは「右派ではないと必ずしもいえない」し、「ユーロ懐疑主義を試金石というよりは与件と看なし」、「サッチャーを崇拜することなく称賛している」と指摘されている。²⁵⁾ “Tory Wet”でもなく況や“New Thatcherism”でもないので、New Toryと呼ぶのが相応しいと思われる。後述する景気停滞の下での保守・自民連立政権による厳しい緊縮財政政策の推進はNew Toryの新しい理念と構想によるものである、と見做すべきであろう。

④ところで、英国では「選挙区党」は日本とは違って政治社会学的に極めて重要な位置にある。選挙区党の役員会（10～20人で構成）は下院議員（MP）選挙の候補者を選出する権限を持ち、また選挙組織や選挙資金収集に責任を負っている。候補者選びは党員による立候補申請により書類選考⇒スピーチによるプレゼンテーション（申請者が多ければ数回に互る）⇒2人以上による決選プレゼンテーション⇒選挙区役員会の最終決定で決まる。また、大物議員の引退や死亡に伴う補欠選挙で当選確実な選挙区の新候補者選びは政党本部との協議・調整が行われているが、手続き上の最終決定は選挙区党役員会であると思われる。サッチャー元首相も議員になる時に両方の経験をした（1回目～労働党優勢選挙区→落選。2回目～保守党有力議員引退選挙区→当選。）。

現職議員は当然選挙区党と支持者に活動報告をするが、政策の調査立案能力・スピーチ+ディベート能力やリーダーシップを磨きフロントベンチャーになることが最も重要な目標である。政治家としての素養の陶冶と特定政策分野の専門的な実践的調査・立案能力の練磨という点で日本の政治家とは雲泥の差があると言わざるを得ない。野党第一党は法令に基づく「影の内閣」（正式名称はOfficial Loyal Opposition Shadow Cabinetと称する。）を組織し、政府与党の閣僚発言に対し

に対応する「影の閣僚」が対峙することによって、何時でも政権担当能力のあることを国民に誇示している。官僚も有能であり強かであるが、与党の閣僚・閣外相等政権担当政治家の官僚を活用する能力にも優れていると思われる。

議会開会時に女王陛下の開会スピーチ（事実上内閣の「施政方針」の代読）があり、日本流の首相の「施政方針演説」なるものはないし、また「代表質問」もない。それに代わるものは議会開会中の毎週水曜日に行われる Prime Minister's Question である。筆者は英国滞在中それを30～40回 BBC80で観ていたが、キャメロン首相（就任時43歳）は資料を用意しているがそれには殆ど眼を落さず「弁舌立て板に水の如し」で滔々と澁みなく答えていたし、重要政策に対するオズボーン財務相（就任時39歳）始めとする担当閣僚の答弁も日本の国会（予算委員会）のやり取りに比べて遥かにレベルも高いし明快であるという強い印象を受けた。下院本会議場におけるオズボーン財政相の予算演説はかなりの時間を使っていたが、その後の野党「影の内閣」財務相とのやり取りは丁々発止の展開となる。彼らの流暢なスピーチ能力は、基礎学力とともに、コミュニケーション（プレゼンテーション、ディベートやクエスチョン&アンサー）能力養成を重視する初等教育からの学校教育の影響が大きい、と思われる。英国のTVニュースのアナウンサーが日本のように原稿を頻繁に読み間違えるのと全く違うのも同様であり、またアナウンスの専門的訓練を受け彼等との競争も厳しいからであろう。

⑤扱て、総選挙の結果は過半数議席党が存在せず、相対多数党の保守党が自由民主党と戦後初の連立政権を編成することになった。自由民主党は政治的には第二党の労働党に近くブラウン党首に連立を呼びかけられたのであるが、保守党が相対多数であり、結党の経緯からも手を結ぶわけにはいかなかったのである。自由民主党は19世紀以来の Liberal（自由党）と1980年代に労働党と袂を分かった Social Democrat（社会民主党）が1988年に合同して結成された第3の政党（中道左派）である。自由党の立場から見ればロイド・ジョージ以来80年振りの政権与党になった。自民党党首のクレグ（Nick Clegg/43歳）は副首相に就任した。

（2）保守・自民両党の連立協定、政府構成及び超緊縮財政

①2010年5月12日、「保守党・自民党取決め」(Conservative-Lib Dem Deal)²⁶⁾なる連立協定を締結した。本文7ページ、11項目に互る簡潔な文書である。基本政策に関する一致点を擦り合わせつつ、不一致点については相互に妥協する内容となっている。

すなわち、1) 保守党は労働党政権下の巨額の財政赤字（2010年度予算6440億ポンドの25%に相当する1630億ポンド）と2014～15年度見通しの財政赤字740億ポンド（公共債務残高のGDP比²⁷⁾90%）は許容できないとして抜本的な歳出削減とそのための聖域なき行政改革を最も重視し、これに対して自民党は歳出（財政赤字）削減に同調しつつも税制や各種給付手当等の「公平性」を最も重視している。その為、NHS、学校予算や公平社会を含めた歳出再検討を実施し今秋に報告書を提出することに同意し、保守党は自民党に譲歩して低・中所得者向けの個人所得控除1万ポンド目標に2011年度より段階的に近づけていくことに同意した。他方で、国民保険の雇用者・被用者拠出率の引上げや公的年金制度の多面的な再検討を行うことで合意した。

2) 保守党は自民党の年来の政治改革課題で譲歩して「順位指定投票制」(Alternative Vote*)の是非を単純多数によるレファレンダム（国民投票[#]）にかける法案成立に同意する。レファレ

ンダムに対する賛否は各党の自由である。

*「順位指定投票制」とは、選挙結果において第一順位候補者の得票数が投票総数の50%未満の場合、下位候補者への投票分を第2希望によって配分し直す投票方式である。

#この総選挙の投票制度改革に関するレファレンダムは保守党・労働党の反対の中で2011年5月5日に実施され、賛成615万票（32%）、反対1301万票（68%）の結果否決され、従来通りの多数票当選方式（first-past-the-post）が続けられることになった（ref. The Electoral Commission, “Referendum results-Final UK result”, 07/05/2011）。

3）高等教育改革の一環である大学財政政策では政府から独立した委員会のブラウン報告待ちであったが、報告における提案が自民党にとって受入れ難い場合には自民党議員が議会投票で棄権することを認める、という重要事項が含まれた（次章で言及する）。

4）これら以外の特に注目すべき合意事項は原子力発電所建設問題である。すなわち、自民党は長い間新規の原子力発電所建設に反対してきた。保守党は原子力発電会社が通常の計画手続きを受けかつ公的補助金を受けないことを条件に既存原発を更新することに関与してきた。その上で両党は、自民党が原発への反対姿勢を維持することを認め、他方で政府が新規原発建設が可能になる議会認可の全国計画説明書を提示する手続きに同意する。等々である。

②デイビッド・キャメロンを首班とする連立政権は2010年5月12日に組閣された。首相により任命される閣僚（首相を含め閣僚23人：この中に保守党議長1〈無任所相〉、上院院内総務1及び大法官〔上院議長・最高裁判所長官を兼務〕兼法務大臣1の計3人が含まれる）、閣議出席担当大臣（閣外相5人：内閣府大臣2、大学・科学担当大臣1、下院院内総務1及び財務省議会議長兼内閣幹事長1）＋検事総長（下院議員：必要に応じて閣議に出席）、内閣任命の省庁担当大臣（閣外相29人／日本の副大臣に該当？）、合計58人であった。どのポストを閣僚にするかは総理大臣の裁量による。これら以外に与党の上下両院の院内幹事長、副幹事長、幹事及び副幹事（下院16人、上院10人〈重複数は削除〉）も政府の構成員であり、また省庁担当副大臣（29人／日本の政務官に該当？）も然りである。以上の合計105人がキャメロン内閣発足当初の上下両院議員による政府構成である。日本では政府と与党（総務会や政務〈政策〉調査会）の関係の在り様が問題となるが、英国ではかかる問題は存在しない。日本の民主党が英国政治から学んで政府編成を行うとしてきたが、全く「似て非なる」実態である。

閣僚23人の年齢構成は、30歳代（最年少者は37歳／アレキサンダー財務省首席大臣）=3、40歳代=7、50歳代=11及び60歳代=2（最高齢者は69歳／クラーク大法官兼法相）、平均年齢は45.8歳である。日本の閣僚の年齢構成や平均年齢（野田内閣の場合は58.3歳だと報道されている。）と比べて極めて若々しい。因みに、23人の閣僚の中でOxbridge出身者は14人（保守党10/18、自民党4/5）もいるのは英国の超エリート大学と政治の文化風土を現している、と思われる²⁸⁾。

こうした中で自民党は閣僚5（副首相、商務相、エネルギー・気候変動担当相、スコットランド相及び財務省首席大臣〈財務大臣に次ぐNo.2〉）を始めとして、政府部内に合計26のポストを占めたのである²⁹⁾。

③保守・自民両党は、歳出削減の規模と方向、税制改革、移民（EU外）受入人数の制限（純移民数年間平均上限14万人を設定）、学校教育改革・大学財政改革や政治改革等でギクチャクしながらも今日まで連立政権を維持している。既に言及したように本稿は経済政策を本格的に論述する予

定はないので、緊縮財政のその後に言及して結びとする。

③-1 連立政権は発足の翌6月8日、オズボーン財務相が議会で2014年度までの歳出削減を目指す枠組を示す白書『歳出削減の枠組み』³⁰⁾を公表するとともに、6月22日に通常、政権交代時に前政権の予算を組み替えた「緊急予算」(Emergency Budget)ないし「6月予算」(June Budget)³¹⁾と呼称される2010年度予算³¹⁾を提出した。これは2010年度の組み替え予算とともに、次の総選挙(2015年5月と連立協定で明記)を睨んだ2014年度及び2015年度の財政赤字削減見通しを明示したものである。(連立政権における予算関連の経済見通しは、別個に設立した独立機関の予算責任局(〈OBR/Office for Budget Responsibility〉)が担当している。)これらの予算と見通しは、以下の骨子のように増税と歳出削減を盛り込んだ第2次大戦後最も厳しい緊縮財政政策と見做されている³²⁾。

すなわち、1)赤字削減～①前労働党政権による5年間に互るGDP比毎年5%を超える公共部門純借入見通しを4%とし、2014年度の構造赤字(日本でいう赤字国債+建設国債の合計)はGDP比2.8%(構造的経常赤字は1.6%)とする、②2014年度の公共債務残高はGDP比74.4%とし、2015年度には景気循環調整後の経常収支均衡を達成する。

2)2014年度に残される赤字額400億ポンド(前労働党政権では730億ポンド)は320億ポンド(80%)を歳出削減、80億ポンド(20%)を増税で賄う。歳出削減のうち110億ポンドは福祉改革による節約で捻出する。2011年度以降の財政赤字削減の詳細設計は、10月報告に委ねるとした。

3)年俸2.1万ポンド未満を除き公共部門職員の賃金の凍結、労働党政権13年間で90万人増の610万人となった公共部門職員16万人の削減、児童手当の次年度以降3年間凍結。全ての省庁予算の4年間で実質25%の削減。

4)増税・保険料率引上げ措置～2011年1月措置/付加価値税(VAT)の主要基本税率20%への引上げ(現行17.5%³³⁾/平年度増収額130億ポンド)、国民保険料の雇用者・被用者拠出金の引上げ。資本利得税(capital gains tax)の選択的増税(低・中所得者を除く)。

5)減税措置～個人所得税の控除額を1000ポンド引上げ。法人税減税/2011年度に27%とし2014年度まで毎年1%引下げ24%にする。

6)その結果、2010年度予算収支見通しは、総税収等5480億ポンド(労働党3月予算の5410億ポンドから70億ポンド増=+1.3%)、歳出総額6970億ポンド(同、7040億ポンドから70億ポンド減=▲1.0%)、差額1490億ポンドの借入れ(同、1630億ポンドから140億ポンド減=▲8.6%)となった。

③-2 ここで興味深いのは、この6月緊急予算の具体的措置が貧困層・中間層・富裕層に与える影響がメディアの最大の問題になったことである。英国では著名な独立研究法人・財政研究所(Institute for Fiscal Studies)が2010年8月25日にプレス・リリースした文書「新しいIFSの研究は財務大臣の『累進的予算』主張に挑戦する」³⁴⁾は、2014年4月までの全ての税制・手当改革の影響を家計所得十分位階級で分析した結果、「租税・手当制度改革は逆進的であることは明白であり、かかる措置は比率では言うまでもなく金額面でもアッパー・ミドル層よりも最貧困家計に打撃を与える。…2014年度には実施されるはずの全ての税制・手当制度改革の分配上の影響はボトムから9グループの十分位群で明白に逆進的である。…」と厳しく批判した。注目すべきは、このプレス・リリース文書で家計所得十分位群の両極をPoorest group(最貧困群)及びRichest group(最富裕群)と明示され、英国での階級問題が強く意識されていることである。IFS報告は直ちに財務省が緊急予算の弱者に対する影響を評価する法的義務を果たしていないのではという

社会的苦言を巻き起こし、「公平性」を最も重視する自民党のグレッグ党首（副首相）は強く反論したがIFSは引く気配はなかったし、労働党は議会で取り上げて政府批判に利用した³⁵⁾。

その後、予定通り同年10月20日、オズボーン財務相は白書『歳出再検討2010年』³⁶⁾を議会に提出した。これは、6月の『歳出削減の枠組み』と「6月緊急予算」を基本的に踏まえ経常支出における省庁予算、政策予算及び資本支出予算の詳細設計を行うとともに、負担の公平性を意識して家計所得五分位階級及び同十分位階級の影響分析を付属文書として添付したものである。「6月緊急予算」と対比して、福祉保障手当の追加削減（2014年度迄合計で20億ポンド）、省庁別予算の実質削減率の緩和（18%→12.7%）、新たに研究費を除く大学予算の2014年度迄の段階的な29億ポンド削減（71億ポンド→42億ポンド〈次章で言及〉）等を盛り込んだが、2014年度の達成目標は基本的に変更せず数値の微調整を行った（2014年度に残される収支差額は赤字400億ポンドから赤字370億ポンドに修正された。）³⁷⁾だけである。2014年度予算までの総管理歳出の累積的变化は、名目で5.5%増、インフレ調整後の実質で3.9%減と予想されている。この白書は爾後の予算編成の基礎になる³⁸⁾。

③-3 オズボーン財務相は2011年3月23日、下院議会に2011年度予算を提出した。周知のように、英国では予算は財務相と「影の内閣」の財務相との基本的論戦で終止符を打ち短時日のうちに成立する。日本のように2カ月近くに互って議論することはないし、経済見通しや予算の国民経済や所得階層への影響等を中心として議論され予算と直接関係のない論戦はないといってよい。予算を支える個別法案の審議は其々の特別委員会で行われる。3月予算は、2014及び2015年度見通しを含めて前年6月予算及び10月の『歳出再検討2010年』白書を基調としながら、これらと対比した数値の全般的変更が盛り込まれた。最も重要な指標のみ摘出しておきたい。

1) 2011年度予算～総税収等5890億ポンド、歳出総額7110億ポンド、純借入れ1220億ポンド〈GDP比7.9%〉、公共債務残高GDP比84.1%、基礎的財政収支〈primary balance〉GDP比▲5.0%。

2) 2014年度予算見通し～総税収等6970億ポンド、歳出総額7440億ポンド、純借入れ460億ポンド〈GDP比2.5%〉（原表のまま）、公共債務残高GDP比85.7%、基礎的財政収支GDP比+0.3%。

3) 2015年度予算見通し～4) 総税収等7350億ポンド、歳出総額7640億ポンド、純借入れ290億ポンド〈GDP比1.5%〉、公共債務残高GDP比83.5%、基礎的財政収支GDP比+1.3%。

これらの政策措置を通じて公共総支出のGDP比は2009年度の48%（実績）から2015年度には40%にまで下落すると予測されている³⁹⁾。

最後に一言すれば、2015年5月には総選挙があり、保守党・労働党を問わず、与党は必ずと言っていい程、選挙対策として有権者向けの「大判振る舞い」を繰り返してきたことが再現すると思われる。もしそうなれば、上記の予算見通しは大きく狂うことになるであろう。

(3) 英国官僚・公務員の年俸と独立公共機関（QUANGO／英国版天下り法人）問題

①英国官僚・公務員の年俸問題

以下の記述は英国の多数のジャーナリストが設立した非営利法人・ジャーナリズム調査局（the Bureau of Investigate Journalism）による2010年9月20日付の調査報告“Public Sector Pay”とそれを中心として特集記事として編集したファイナンシャル・タイムズに基づくものである。

同月24日付の調査局のホームページによれば、この報告は40以上の全国・地方のメディアが取り上げ、公共部門トップ俸給をめぐる議論に火をつけたと言われる⁴⁰⁾。

扱て、調査局の資料を一見すれば政府所有の公有企業・公共企業体を含む英国官僚・公務員の高給には日本官僚も驚愕すると思われる。英国には日本のような（国家・地方）公務員俸給体系表は存在しないようだ。担当大臣のモード内閣府大臣が「びっくり仰天するような報酬を払う必要はない。」と言う位なのだから。キャメロン首相の年俸は14万2500ポンド（£1= ¥130換算で1852万5000円）である。調査局の報告書は、総論と公共部門職員総数610万人中の最高給トップ20人とともに、7分野のトップ10人の氏名（不詳あり）と年俸額を公表している。フィナンシャル・タイムズの記事を含めて整理すると次のようになる。

1) 3万8000人以上の公共部門職員の年俸が10万ポンドを超えており、首相年俸を上回る公務員は9187人、そのうち1000人は20万ポンド超である。

2) 公務員の最高給はBBC 事務総長 M. トンプソンの83万8000ポンド（1億894万円）であり、上位10位までにBBCは7人、20位までには合計9人を占めて断トツである。

これには公有企業・公共企業体の最高経営責任者は含まれない。フィナンシャル・タイムズ紙が取り上げた4人を列挙すると、①金融サービス庁/H. サンツ～年俸+手当74万2001ポンド（その他報酬79万5192ポンド）、②ロイヤル・メール/A. クローザー～同85万8000ポンド（同、240万ポンド）、③クロスレイル/R. ホールデン～同55万4495ポンド（同、58万9499ポンド）、④ネットワーク・レイル/I. コーチャー～同61万3000ポンド（同、140万ポンド）であり、最低でも114万ポンド、最高では326万ポンドととんでもない破格の高給となっている。

3) 首相年俸を超える公務員のうち約6500人は医師（1465人のGP=一般医を含む）を中心としたNHS所属公務員であり、10人のGPは30万ポンド超、トップ2人のGPは47万5500～5000ポンドである。校長では17人、警察官僚では45人が首相年俸を超える。首相年俸を超えるか同額は地方政府市長（Local council chief executive）352人（最高はロンドン・ウォンズワス自治区長29万9925ポンド）と地方上級幹部10人、中央省庁公務員の241人（最高給は国防省参謀総長28万8700ポンド）である。また2人の校長は23万ポンド超、8人の上級警察幹部は20万ポンド超（最高はロンドン警視庁総監28万0489ポンド）である、と言う。

4) キャメロンは、財政赤字→歳出削減のため自らの年俸を前首相ブラウンの15万ポンドを5%減額して14万2500ポンドにしたのであるが、フィナンシャル・タイムズ紙は大部分の官僚年俸はそうした基準に従っていない実態を8事例の指摘をして暴露している。その典型事例として地方行政事務次官（permanent secretary for local government）・P. フーデンは、総選挙以降年俸17万5000ポンドのまゝスコットランド政府に転任したことが指摘されている。

以上の公務員報酬の状況を総合すると、報酬の決定方法は閣議決定ではなく況や国会議決でもなく中央省庁の担当閣僚・閣外相や副大臣も必ずしも承知せず、官僚組織内部における「お手盛り決定」が行われているとしか言いようがない。このことを次節の独立公共機関（QUANGO/英国版天下り法人）問題（英国にも「天下り」だけではなく「渡り」問題もある。）と重ね合わせると、英国は市場資本主義と政治主導内閣が機能しているにも拘わらず、その下での官僚機構には擬似国家（官僚）資本主義と官僚内閣制の下での日本の官僚機構と同質と思われる深刻な公務員制度改革課題が存在する、と考えられる。

②独立公共機関（QUANGO／英国版天下り法人）問題

②-1 QUANGO（クアングォー）とは **quasi autonomous non-governmental organization** の頭文字の合成語で準自治的非政府組織を意味し、この用語は1967年に創られた言われている。1997年の政府の定義では、非省庁公共機関（non-departmental public body）である。選挙の洗礼を受けない官僚がトップ（chief executive）に位置し、社会的に（議会に対して）説明責任を負わない組織である。日本流では官僚の天下り先・出向先としての政府外郭団体～4000以上もある特殊法人、府省関連認可法人や独立行政法人であろう。クアングォーは皮肉にもサッチャー政権における民営化政策に伴う多様な規制機関の設置により1980年代以来増加し始め、1997年以降の労働党政権下で一層増加した。⁴¹⁾

②-2 英国でクアングォーによる公共資金（税金）の無駄遣いを一貫して告発してきたのは政治的に右派寄りと言われる圧力団体・納税者連合（The Tax Payers' Alliance）である。納税者連合は2007年春に初めて法的に政府補助金と定義される公共資金（2006年度）を受けている2063団体を調査し、そこから地方政府やNHS関係団体を除いた1162団体（Quangos and Agencies）に焦点を当てて分析した35ページの調査報告を公表した。⁴²⁾ すなわち、2007年3月末現在のクアングォーの1）団体数は1162、2）スタッフは71万4430人、3）公共資金給付額は635億1880万ポンド、4）その他収入を含めた支出総額は1017億5640万ポンド（当時の£1.00= ¥210換算で21兆3688億円）である。

さらに翌2008年5月、納税者連合は一層詳細な調査報告を公表し、500億ポンドの予算節約⁴³⁾を目指しつつ当面272億ポンドの節約に関する具体的提案を行った。⁴⁴⁾ すなわち、2008年3月末現在では、1）団体数は1148、2）スタッフは73万3225人、3）公共資金給付額は906億2139万ポンド、4）その他収入を含めた支出総額は1319億1078万ポンド（同上、£1.00= ¥230換算で30兆3395億円）である。既に指摘したように、納税者連合はこの支出総額のうち500億ポンドは政府省庁の直接支出との重複支出であり全くの税金無駄遣いである、と糾弾しているのである。

②-3 最上級クアングォークラット＝クアングォー高級官僚（most senior quangocrats）の報酬問題は前節の英国官僚・公務員の年俸問題と重畳するが、重複しない限りにおいて如何に高給を食んでいるかを整理しておきたい。

1）デイリー・メールによれば、クアングォークラットの中にはパートタイムで1日に5000ポンド受けとる「クアングォーの国王と女王」(quango 'kings and queens') がいる（典型事例は金融サービス庁議長C. マッカーシー卿の4972ポンド）と指摘している。彼らの中には「国家から国家へと渡り歩いている」人たちがいる、と言う。継ぎ目なく上級の公職を渡り歩いているのはR. マックナルティ卿である。会計士で72歳のマックナルティ卿は今年、民間航空局（Civil Aviation Authority）議長として週3日勤務で17万400ポンド、これと並んでオリンピック施設整備庁（Olympic Delivery Authority）副議長として5万2000ポンドを稼ぎ、今では地域開発庁の Advantage West Midlands 議長に就任している。さらに、25年間に5つのクアングォーを渡り歩いたD. ハットン女史の事例を暴露した。すなわち、スコットランド音楽企画会社（Enterprise Music Scotland）⇒全国消費者協会（National Consumer Council）⇒2004～07年／金融サービス庁副議長⇒2008年／食料基準局（Food Standards Agency）局長（年俸10万8400ポンド）⇒2009年／民間航空局（週2日勤務で年俸13万ポンド）というキャリアを辿ってきた。ハットン女史は「私は航空機について何も知りません。」

と認めたと⁴⁵⁾言う。

2) サンデー・タイムズの調査によれば、100人以上の最上級クアンゴークラットの退職年金 (pension pot) は100万ポンド超になっているとして、7人の実名、クアンゴー名及び金額 (最高額174万ポンド) を紹介した。同時に、8500人以上のNHS職員が100万ポンド以上の退職年金を確保し隠れたコストになっている、と指摘した⁴⁶⁾。

②-4 キャメロン保守党党首は2010年5月に連立政権首相になる10ヶ月前の2009年7月に「民衆のパワー—クアンゴー改革」と題する長い演説を行い保守党のホームページに掲載していた。すなわち、キャメロンは「多様な歴史的要因の結果、今では少なくとも790ものクアンゴーが存在し、ある評価では選挙の洗礼を受けずに税金を使う1100以上の組織があり」、説明責任 (政治制度の信任への打撃) と公共支出管理の面から見て重大であると指摘し、公共支出管理、革新的目標、クアンゴー特権の縮小、閣僚の責務、クアンゴーへの権限の委任、技術的業務、公平性、透明性、クアンゴーに対する一般的含意、特殊の含意、OFCOM, QCDA & OFQUAL, NICE について論じ、最後に「クアンゴー改革のこのアプローチはわが国の壊れた政治を作り直し真の国民的権力を政治生活のあらゆる局面に引き戻す改革の死活的な一部である。」と結論付けたのである⁴⁷⁾。

②-5 2010年6月、キャメロン首相の命を受けてクアンゴー改革担当のモード内閣府大臣は各省庁宛てに関連公共機関に関する4種類の検証作業を実施するよう書簡を送り、その後、同年10月14日、モード大臣は執行機関 (executive agencies) を除く政府資金を受けている901公共機関のリストと再検討結果を公表し、10月29日、公共機関改革法案 (Public Bodies Reform Bill) を下院及び上院に同時提出した。改革案の骨格は901機関のうちなお再検討中の40機関及び「現状のまま、存続」とした380機関を除き481機関を改革対象と指定したものである。そのうち1) 192機関を廃止しその機能を政府に戻すかまたは地方政府に移譲する、2) 118機関は57機関に統合再編、3) 残りの117機関は根本的な改革を実施するという政府方針が示された⁴⁸⁾。

②-6 下院は議会行政コミッショナー及び医療業務コミッショナーの報告や関連事項を審議するために公共行政特別委員会 (Public Administration Select Committee) (保守5, 労働5, 自民1 / 議長B. ジェンキン〈保〉) を設置し、上院は憲法に関する特別委員会 (Select Committee on the Constitution) を設置して法案の政府の行政権と議会の立法権の抵触問題を中心として法案の逐条審議を行った。公共機関改革法案 (後に、公共機関法案、となる。) は、本稿脱稿時点でなお成立していない。下院公共行政特別委員会は、本年9月8日に英国の法案審議手続 (第一読会→第二読会→委員会審議→報告審議→第三読会→本会議投票) における「委員会審議」段階で法案の逐条審議を始めたところである。(2011年9月15日 / 第5回及び第6回委員会審議, 10月11日の委員会審議継続予告)

上院は英国で今日では事実上「諮問機関」にすぎないが、憲法特別委員会は2010年11月、憲法上の重大な問題提起を行った。憲法特別委員会は報告の中で、1) 大部分の公共機関は制定法により、若干は勅許状により創設されたものである、2) 法案は所管大臣に基本的な制定法を政令で修正する膨大な権限を与えるものであり、かかる権限は通常ヘンリー8世大権 (Henry VIII Powers)⁵⁰⁾ と解釈されるものであると重大な懸念を表明し3点の修正案を提案したが、11年4月4日の上院本会議では否決された⁵¹⁾。

下院公共行政特別委員会は上院憲法特別委員会の審議と報告に注目し、法案の裏付けとなる報

告書を精査しモード内閣府大臣への質疑を行い各界の専門家の意見を聴聞しつつ、かかる重要法案の準備不足と手続きの欠陥を強く指摘してモード大臣はじめ内閣府に準備作業をやり直すよう広範囲に互る勧告をした報告書を2011年1月7日に公表した。⁵²⁾同委員会の多方面に互る勧告の中で、最も重大であると思われるのは次の2点である。第1に、内閣府は制定法で設立された極めて多数に上る公共機関 Quangos の廃止、統合再編及び改革に当たって当該機関との協議を必要としないとの認識に立って、基本方針を文書で所管省庁に伝えたが当該機関の精査を行うための詳細な精査基準を示した文書を提示していない、況や当該機関との協議は殆ど実施されていないことである。第2に、政府の再検討の目的が政府の説明責任（費用対価値）の拡大、したがってまた中央省庁に移管しうる機能の確認という前提に立って、内閣府は公共機関の廃止、統合再編及び改革に関わる精査基準としての検証テスト、すなわち2段階手順を想定している。第1段階は存在検証テスト、公共機関が存在する必要があるのか、機関により遂行される必要があるのか、政府の管轄下で遂行されるべきかの検証テストである。この段階を通過したら第2段階の3つの検証テストがある、すなわち技術検証テスト、公平性検証テスト及び実績検証テストである。これらをきちんと実施すべきである、というのが下院公共行政特別委員会の見解である。

筆者から見て下院公共行政特別委員会が公共機関改革に反対しているとは到底思われぬ。キャメロンを始めとする内閣構成員の政治的・政策的能力は日本のカウンターパートとは比較にならない程レベルが高いし、メディアや研究機関を含む多様な団体が多かれ少なかれ賛意を示しているため、法案は程度の差はあれ修正されて成立すると考えられる。公共機関改革法案に決着が付いた後にまた別稿で論じたく思う。これとは対照的に、日本の政党・政治家に省庁外郭団体（特殊法人・独立行政法人等）の3-400レベルの大量廃止を含む抜本的改革を実行する気概と能力があるのか懸念される。

IV. 英国の大学制度と授業料問題

既に言及したように、筆者は現代英国経済政策とともに日英の大学の経営・財政の経済学を専攻しているので、英国の大学経営・財政問題は独自のテーマとして別途詳述する予定である。しかしながら本稿で論及する理由は、1) 日英における大学問題の社会的位置が異なること、及び2) 2010年が英国の大学における経営・財政制度にとって一大転換点であった事実認識を留学報告として最小限示しておきたいという意図からである。

(1) 英国における学校教育に対する社会認識と日英比較

今度の英国滞在中に英国の学校・大学教育に関する様々な文献・資料・新聞等を渉猟してきて、かなり多くの点でそれらの社会認識が日英でかなり違っていることが分かった。本稿では、その中で最も重要であると思われる4点を指摘しておきたい。第1は、大学を含む（学校）教育政策は社会政策の一部と認識されていることである。階級社会意識の強烈な英国社会では教育政策、就中、公共教育財政政策の英国階級社会に対する影響度を最貧層と最富裕層を対極に位置付けて十分位所得階級毎に計量的に示すことが政府や各種シンクタンクの社会的合意になっているので

ある。かかる社会的合意は、既に言及したように、税財政政策の変更・改革が行われる場合も同様である。

第2は、このことと重畳するが、最終学歴別生涯所得に関する公共的関心が極めて強く、様々な機関による調査研究結果が広く社会的に公表されていることである。1) 中等学校中退者、2) 中等学校Oレベル取得卒業生、3) 高等学校Aレベル取得卒業生、4) 高等教育機関・大学学部卒業生及び大学院修了者に区分して生涯所得格差が統計的に分析されている。

第3に、こうした公共的関心は、特に後述する1999年に始まる高等教育無償制の廃止→学生本人負担の授業料制度導入後にヨリ強まったと思われる。かかる授業料制度導入の背景には大学卒業以上の高学歴者の生涯所得が高いことと学校教育の階段を昇るにつれて「外部経済」（国民所得）より「内部経済」（本人所得）への貢献度が高くなるという社会認識がある、と考えられる。ところで、第3節で授業料問題を取り上げる際に論ずる予定はないが、授業料ローンや生活費に対する奨学金ローンは全て本人が卒業後に所得稼得者として返済する制度となっており、また国の制度としての給付制奨学金や奨学金ローンの受給資格と金額水準は出身家計支持者の所得水準に対応して低所得家計出身学生に手厚くなっていることを確認しておきたい。

第4に、筆者が認識を改めなければと感じ日本の文科省、大学関係者やマスコミも誤解していることであるが、2010年度に英国では166大学が存在するが、日本流の私立・公立・国立という設置形態基準は通用しないということである。1993年度以降、地方教育当局の干与及び公共支出を受ける大学はなくなり全て中央政府による大学への公共財政支出となった。英国では私立大学（private university）とは税の軽減措置、学生への公的なローンや奨学金等の公的助成を受けているが、高等教育資金配分審議会（HEFC）を通じた教育補助金もいかなる政府干与も受けていない点で「独立大学」（independent university）と呼ばれ、その事例は勅許状（loyal charter）により設立された英国で唯一の米国流リベラル・アーツ教育を行っているバッキンガム大学のみである。周知のように、英国では言語科目を除いて一般教養教育はバッキンガム大学以外には存在しない。英国の全ての大学法人は全ての財産を自ら所有し予算編成・財産の処分・購入と施設設備投資の自由、総長・副総長を含む人事の完全自治、カリキュラム編成を含む教育の自由を保持しつつも、高等教育資金配分審議会による評価・審査を受けて教育補助金を受けている大学は英国では一般的に「公立大学」（public university）と認識されている。しかしまた、彼らには「国立」大学意識はない。英国には中央政府が直接設置する国立小学校や国立中等学校（state schools）は数多くあるが、大学はそれとは全く異なる認識を持っている。オックスフォード大学高等教育政策研究センターもこのような共通認識を持ち、逆に公的教育補助金⁵³⁾が廃止されれば戦前のように、またアメリカの Ivy League のような私立大学に戻る、と考えている。英国の大学は日本の私立大学への文部科学省によるかなり高度な政府干渉（学校教育法、大学設置基準や私立学校法等）は殆ど全く受けていない。イングランド・ウェールズの大学は原則的に3年制、スコットランドの大学は4年制であるが、前者のうち Oxbridge 等、エリート大学グループのラッセル・グループの中には、4年制や5年制の特別コースもあるという柔軟で自由な教育制度が存在する。

筆者には、英国と比べて、設置基準を含む日本の学校・大学教育制度、「互助組合」のように教員人事を行なう教授会制度、及び大学教員の研究最優先姿勢、乏しい教育責任に対する基本姿勢（卒業生学力の品質保証・検証制度の国際的歴史的欠落）こそ高等教育人材養成の国際競争で劣位

に陥っている原因である、と思われてならない。

(2) 英国における大学制度の変貌

①大学を含む英国学校教育制度の歴史的転換点：1988年——1988年教育改革法（Education Reform Act 1988）——

1988年教育改革法は、初等・中等・高等教育制度における第二次世界大戦後の最大の改革であり、新自由主義的で市場原理主義的なサッチャリズムの最も重要な一部を構成し、サッチャー政権下で繰り返された教育改革の集大成である。したがってまた、1988年教育改革法以後、英国の学校教育制度は大学制度を含めて激変の時代に移行する。併せて、1988年地方行政法（Local Government Act 1988）により初等・中等教育行政権限を地方教育当局から剥奪して中央政府への移管が図られた。

大学制度に限定すれば、同法により2つの新しい政府資金配分機関が設立された。一方で伝統的の大学（universities）に対する政府予算の配分機関であった大学補助金委員会（University Grants Committee⁵⁴⁾を改組して大学資金配分審議会（University Funding Council [UFC]）とし、他方ではポリテクニクとカレッジを対象として全国諮問機関（National Advisory Body）に替わるポリテクニク&カレッジ資金配分審議会（Polytechnics and Colleges Funding Council [PCFD]⁵⁵⁾を新設して2機関を並列させ、審議会委員（15人）は国務大臣の任命制とした。それまでポリテクニクとカレッジは公共資金給付とともに地方教育当局の管轄下に置かれていたが、大学と同様の措置を取ったのである。但し、PCFD下に置かれたのは405の教育機関のうち高等教育機関として条件をクリアした83機関（33 polytechnics, 23 general colleges and 27 specialist colleges）だけであつた。⁵⁶⁾

そして、サッチャー政権最後の教育法=1990年教育（学生ローン）法（Education [Student Loans] Act 1990）により高等教育学生の給付制奨学金（student grants）を廃止し、付加（上積）ローン（‘top-up’ loans）⁵⁷⁾制を導入した。その後、かかる奨学金制度は、再び給付制とローン制に改革される。

②メージャー政権における新高等教育政策の展開～「新大学」創設と「大学大衆化」

1990年11月、人頭税（poll tax）問題で躰いたサッチャー首相は政権を放り出し、引き継いだメージャー（John Major）政権は新たな高等教育政策を展開する。

1992年継続・高等教育法（1992 Further and Higher Education Act）は、UFCとPCFCを高等教育資金配分審議会（Higher Education Funding Council）に統合して一本化するともに、ポリテクニクとカレッジの卒業生の学位審査を担当していた全国学位審議会（Council for National Academic Awards）を廃止して独自の学位授与権を付与し、それに代わって高等教育の質保証に関わる品質評価委員会（Quality Assessment Committee）を設置した（1997年以降現在まで高等教育品質保証局 Quality Assurance Agency for Higher Education [QAA]⁵⁸⁾）。この結果、1994年以降、ポリテクニクとカレッジは大学（英国では新大学 new university、伝統的の大学は旧大学 old university と通称）の資格を与えられ名称も University に変更し、大学生が急増し始め「大学大衆化」時代に移行した。⁵⁹⁾

英国籍の18～19歳若年者の大学進学率は、1961年度=6%→1971年度=14%→1981年度=13%→1986年度=14%→1991年度=23%→1996年度=33%→2001年度=34-36%と推移する。⁶⁰⁾その後、

人口の大多数を占めるイングランドの大学進学率統計は17～30歳基準となり統計の連続性を担保できないが、2001年度=40%→2005年度=42%→2009年度=47%と推移し（スコットランド及び北アイルランドはまた別基準であるが、ほぼ同水準ないし上回っている⁶¹⁾）、ブレア首相の2010年度目標50%に届かないが、比較的短期間のうちにかなり近づいたのは事実である。

ところで、この項の最後に指摘しておきたいことは、「大学大衆化」時代は同時に英国籍進学志望者にも日本同様に「浪人生」がかなり発生していることである。2007～10年度の4カ年で実志願者数が45.4万人から58.7万人に増加したが、それに対応する入学者数は36.5万人から42.5万人への増加に留まり入学率は81%→72%であった。趨勢として「浪人生」の絶対数は増加しつつある。2010年度入試ではメディアは21万人の「浪人生」の存在を報道した⁶²⁾。

(3) もう一つの高等教育政策の歴史的転換～高等教育無償化原則の終焉

① 1998年教授・高等教育法～「デアリング報告」に基づく1000ポンド均一授業料制度の導入

メージャー首相が1996年5月に設置し97年7月に刊行された向こう20年間の英国高等教育の財源確保に関する「全国高等教育調査委員会」(National Committee of Inquiry into Higher Education: chair by Sir Ronald Dearing)の1700ページに及ぶ膨大な報告は1997年5月総選挙で保守党が敗北した結果、ブレア労働党政権に引き渡されることになった。ブレア政権の下でデアリング報告の勧告に従って翌年7月に成立した1998年教授・高等教育法(The Teaching and Higher Education Act 1998)は、英国史上初めて高等教育無償原則を覆し英国籍学生本人負担の年間一律1000ポンド授業料制度(1999年度入学生から適用、CPIのスライド制により改定/フルタイム学生)を導入した。ブレア首相は大学収容能力の拡大と進学率の増加(長期目標:2010年～50%)を掲げており、それを公共財政だけで賄うのは不可能と考えていた、と思われ⁶⁴⁾。

② 2004年高等教育法～3000ポンド・キャップ制授業料制度への展開

サッチャー政権発足当初の1980年度以来2002年度に至るまで、一方での80年代末以降の大学在籍者数の急増(1981～99年度で倍増)、他方での高等教育への公的補助金支出の実質減の中で、学生一人当たり公的支出が半減していた。前項の1998年法による英国籍学生の1000ポンド授業料は確かに収入増にはなるが、大学の教育条件の改善には焼け石に水であった。その上、英国の大学専任教員層(academic staff)の年俸は米国の50～60%(購買力平価換算)に陥りそのギャップが拡大傾向にあることが、「英国大学の国際競争力の低下」「優秀研究者の国外流出」問題としてブレア政府と英国大学関係者は危機感を募らせていた⁶⁵⁾。

しかし、2001年ITバブル崩壊後に赤字財政に陥り赤字額が拡大趨勢にあったブレア政府には高等教育への公共支出を実質的に大幅増額する余裕はなかった。そこで、ブレア首相の命を受けた新教育相=チャールズ・クラークは2003年1月22日、1)英国籍学生の基準額1200ポンド～上限(最高額)3000ポンドとする可変的授業料(variable tuition fees up to cap of £3000 a year)制度、2)卒業生による授業料の返済は年収1万5000ポンド超の部分に課すこと等を含む『高等教育の未来』と題する白書を議会に提出した⁶⁶⁾。高等教育法案は、2003年11月26日の女王陛下の「議会開会演説」直後に提出された⁶⁷⁾。

第二読会はクリスマス前と予想されていたが、与党労働党の多数のバックベンチャーが反乱を起こした。というのは、労働党が大勝した2001年総選挙のマニフェストでは労働党は「付加授業

料は導入しないし、これまでそうした立法に反対してきた。」と明記されていたからである。

ブレア首相にとりこの法案の成否は最大の試練となった。法案は、1) 貧困学生の奨学金増額、2) 施行（2006年度入学生から適用）3年後の見直し（2009年度）及び3) 授業料ローンの返済期間を25年（償却）とする等多くの修正で妥協を図った末、2004年1月27日の下院本会議における6時間を超える与野党議員の賛否が交錯した激しい議論の結果、賛成316、反対311（労働党71）、棄権19（全員労働党）の僅か5票差で辛うじて可決・成立した⁶⁸⁾。多くの修正条項を挿入しても90人に上る与党労働党バックベンチャーから造反者が出るほど英国における大学授業料問題は社会政策として重大であり、かかる問題がそもそも議会の重要案件として法案の形で審議されるというのは日本では想像できない日英社会文化の構造的差異を象徴している、と思われる。

③ 2010年高等教育規制：下限（基準額）6000ポンド～9000ポンド・キャップ（最高額）制授業料の成立：高等教育費全額の学生本人負担への道

③-1 2004年高等教育法における施行3年後の見直し公約に従って、担当大臣マンデルソン商務相（Peter Mandelson, Secretary of State for Business, Innovation and Skills）は、2009年11月9日、イングランドを対象とする（既にスコットランド等他地方には内政上の統治権限委任法の下で当該政府・議会が決定権を有する。）授業料及び大学財政に関する一層の再検討を実施するため、BPの元最高経営責任者・上院無所属議員ブラウン（Lord John Browne）を議長とし大学副総長2人を含む7人で構成する独立委員会を設置することを公表した。同時に、マンデルソンは、1) 再検討作業が大学進学率の増加目標、返済可能性及び学生支援制度の簡素化を考慮すること、さらに⁶⁹⁾ 2) 現行学費（2009年度£3225）で13億ポンドの収入が確保されている、と指摘した。

③-2 ところが、周知のように、2010年5月総選挙で労働党は敗北し、保守・自民両党の連立政権が樹立された。2010年10月12日、ブラウン委員会報告が公表された。60ページに及ぶ報告の冒頭に要約として6つの原則と4つの勧告が提起されている。6つの原則をごく簡潔に要約すれば、1) 高等教育への追加投資、2) 学生選択権の拡大、3) 能力ある者への高等教育機会の提供、4) 勤労開始前のローン返済開始の厳禁、5) 年間返済額の妥当性の担保、6) パートタイム学生の学修費用はフルタイム学生と同等に扱うべきである、となる。4つの勧告とは、1) 現行授業料£3290のキャップ制の廃止、2) 授業料ローン返済開始基準の卒業生年収£15000から£21000への引上げ、3) ローン返済制度は年収£21000を超える所得の9%に変更、4) パートタイム学生に学生融資計画の下での同等の教育を授与する資格付与、⁷⁰⁾ というものである。

連立政権では高等教育補助金も歳出削減・財政赤字削減の対象とされた。担当大臣は教育大臣ゴープ（Michael Gove, Secretary for Education, Con.）でも大学・科学担当閣外相ウィリッツ（David Willetts, Minister of state for universities and science, Con.）でもなく、労働党政府同様に商務相ケーブル（Vincent Cable, Lib-Dem, 前副党首）であった。保守党のマニフェストには無駄な経費を含む歳出削減や財政赤字縮小の言及はあるが、大学授業料について何の指摘もない。しかし、自民党のマニフェストには、「不公平な大学授業料を廃止する。」と明記され、しかも選挙運動中の大学キャンパスツアーで同党候補は「授業料を廃止する」と学生に語り、現職議員は全員、授業料のいかなる引上げにも反対投票をするという公的誓約に署名していたのである。筆者から見て連立政権両党にはマニフェストにない大学授業料の巨額の引上げの政治的資格があったかどうかは甚だ疑問である。かくして、この問題は自民党内でも連立政権内でも深刻な政治的対立の種

であった。⁷¹⁾

11月3日、政府はブラウン報告における4つの勧告に対して以下の重要な調整的な判断を行った。第1に、授業料キャップ制の完全撤廃勧告を拒絶して年間£9000キャップ制で合意した。第2に、ローン返済の際の金利をブラウンは2.2%+インフレ率という均一金利を提案していたが、制度を累進的にするために卒業生の年間所得に応じて3%まで引き上げる逓増制を選択した。第3に、ローン返済開始の所得限度を£15000から£21000にするブラウン勧告は受け入れた。⁷²⁾

③-3 大学授業料3倍化提案に対する全国学生連合（National Union of Students）及び各大学の学生連合（Student Union）の反対運動は凄まじかった。テレビや新聞等メディアは連日報道した。筆者は、シェフィールド大学学生連合の署名活動や街頭行動を目の当たりにした。2010年11月10日にロンドンで一連の授業料値上げ反対のデモ行進（5万人参加）が始まり、一部の過激派学生が保守党本部を襲撃した。⁷³⁾ 11月24日には授業料・歳出削減反対全国運動（National Campaign Against Fees and Cuts）として展開され（ロンドン1万人、ブリストル2000人、マンチェスター3000人等）、ロンドンで再び過激派学生が暴徒化し41人の逮捕者を出すに至った。授業料値上げ反対運動参加の多くの学生は特に自民党の公約・誓約違反を軽蔑し非難し、メディアもこの問題を大々的に報道していたが、クレグ党首（副首相）は「甚だ遺憾である。」と弁解していたが説得力には全く欠いていた。⁷⁴⁾

11月30日、3度目の全国統一行動が学校生徒も加わって10都市で展開された。ウェールズ立法政府は、今次のイングランドにおける授業料提案に追従しないことを声明した。全国で少なくとも8大学で占拠行動が行われたと報道され、ロンドンではトラファルガー広場で過激派がロンドン警視庁の警官隊と衝突し153人の逮捕者を出した。参加学生の怒りは「裏切り者」自民党に向けられ、200人の学生がクレグ党首の選挙区（シェフィールド・ハラム）＝シェフィールド事務所外で抗議行動を展開し、全国学生連合会長アーロン・ポーターはクレグを激しく非難する演説を行った。法案担当大臣ケープル商務相が「投票棄権」を示唆する事態となった。⁷⁵⁾

最後の行動は法案投票採決日の12月9日に登院してくる議員をターゲットにパーラメント・スクエア（Parliament Square）を中心に約3万人の学生が参加して展開された。ロンドン警視庁は2800人の警察機動隊（riot police）を動員し、1000人を国会議事堂前に配置してデモ隊と対峙した。この日も過激派は、トラファルガー広場のクリスマス・ツリーに放火、オックスフォード・ストリートのショップの窓ガラス破壊、パーラメント・スクエアのチャーチル像を含む彫像の破壊をした上に、下院投票採決後にリージェント・ストリートを通りかかったチャールズ皇太子夫妻が乗った王室公用車に白ペンキと瓶を投げつける事件を起こしていた。学生の逮捕者34人、負傷者43人、警察官にも12人の負傷者が出た、⁷⁶⁾とされている。

筆者は、これ程激しい学生運動を見聞したのは1978年の英国訪問以来30年余りでは初めてである。

③-4 2010年12月9日に下院に提出された授業料6000～9000ポンドに関する法的措置案件は統合資金法案（Consolidated Fund Bill）の形式をとっているが、2004年高等教育法第26条の授業料変更の議会手続の定めに従った行政命令（Statutory Instruments）「草案／高等教育（高額）（イングランド）規制2010」（“Draft Higher Education (Higher Amount) (England) Regulations 2010”，Cm7986, December 2010）及び「行政命令草案 高等教育（基準額）（イングランド）規制2010」

(Draft Statutory Instruments: The Higher Education (Basic Amount) (England) Regulations 2010) の制定である。正午過ぎに始まった下院議会は、その日のうちに論議を含めて5時間余りで第1議会から第3読会に至り本会議における採決投票が行われた。

下院採決投票の結果は、賛成323（自民党の賛成者は27人）、反対302（自民党21人、保守党6人を含む）、棄権9（自民党8人、保守党1人）となり21票の多数で成立した。2004年高等教育法案の採決投票結果ほどの僅差ではないが、自民党は完璧に二分裂したと見做さざるを得ない。キャメロン政権構成員で棄権した自民党出身者は閣僚のC. ハーン・エネルギー相、T. ムント教育副大臣であった。自民党からの反対票には元党首2人（Charles Kennedy, Sir Menzies Campbell）が含まれていた。その上、3人の大臣私的補佐官（PPS/Parliamentary Private Secretary）が辞任した。そのうち2人は反対票を投じた自民党議員のJ. ウィロット（ハーン・エネルギー大臣補佐官）とM. クロカート（M. ムーア・スコットランド大臣補佐官）であり、残りの1人は投票を棄権した保守党議員L. スコット（P. ハモンド運輸大臣補佐官）であった。⁷⁷⁾ 2010年12月14日に行われた上院採決投票は、賛成283対反対215の明白な多数で与党が勝利した。政府提案の基礎となった「ブラウン報告」の執筆者＝ブラウン卿が自ら演説し、この改革は「わが国民が高等教育における厳しく勝ち取られる優位を維持する為に不可欠である」と私は確信するとして、法案支持を呼び掛けたのである。⁷⁸⁾

下限（基準額）£6000～上限（最高額）£9000の新授業料制度は2012年度新入生から適用（CPIスライド制は継続）され、£6000を超える一定割合を在学生の奨学金等に充当することになっているが、それでも大学にとってかなりの金額と総収入比率に達する。ブラウン報告では政府による継続的な教育補助金支出を想定しているが、満年度になる2014年度以降政府はどのような高等教育助成策を選択するのか極めて注目される場所である。歳出と財政赤字の削減のために大ナタを振られる可能性もあり、2015年5月総選挙の一大争点になるであろう。

2012年度からの授業料について各大学が2011年3月までにOffice for Fair Access（公正大学志願申請局）に申請し合意を受ける手続きになっているが、7月11日までに公表された大学数（大学総数はイングランド131、ウェールズ11大学）は、107である。上限の£9000にする大学は64、平均£8667である。エリート大学グループのラッセル・グループ20大学ではLSEの£8500を除いて全て£9000であった。⁷⁹⁾

終わりに

2011年9月13日にOECDが発表した2008年の教育への公的支出GDP比で日本が加盟31カ国中最下位の3.3%であり、「日本＝教育世界最貧国＝教育非立国」であるという恥ずべき実態を繰り返して世界に晒したことは極めて残念なことである。これも省益・個益（＝高級官僚優先）・国益無視の「官僚制国家」の為せる業であろうか？

「3.11」後の4月1日に英国より帰国して驚愕したのは、日本を滅ぼしつつある東京大学を先頭とする旧帝大卒業生を中心とする「官僚帝国」の凄さとともに、「未必の故意」によりヒロシマ型原爆80数個分の放射能を撒き散らした（チェルノブイリ現象）「日本有史以来最大の『犯罪的』企業＝東京電力（原子力安全・保安院＝共犯）」（恩田勝巨『東京電力帝国の暗黒』第二刷を参照）の開き

直りである。

これまでも筆者の知人でもある田中一昭教授の『道路公団改革 偽りの民营化』『官僚亡国論』や、高橋洋一氏の『さらば財務省!』等多数の官僚論・公務員制度改革論の図書を読了してきたが、帰国後に吉賀茂明氏の『日本中枢の崩壊』や原英史氏の『官僚のレトリック』等を読んで、東日本大震災と東京電力福島第1原子力発電所(日本では Nuclear Power を「原子力」と訳されているのには政治的意図を感じていた。「核力」→「核力発電所」が正確であろう。)の事故処理を含めた復興とともに「日本の行政機構と公務員制度の抜本的改革せずして日本の再生なし」の念を一層強くした。世界史における今日の日本の「政治と社会文化=民度の貧困」を強く意識せざるを得ないのは悲しい限りである。1980年代の「羨望の的=日本」を表した Japanization が今日の「デフレと沈滞で失われた20年」「政治と行政が麻痺し機能しない日本」へと国際的に意味転換した現実を重く受け止め、失望してばかりはられないであろう。

注

1) 日英比較文化社会論の分野では、筆者の大先輩で知人でもあった故森嶋通夫教授が、以下の興味深い著書を著している。『イギリスと日本—その教育と経済—』岩波新書、1977年；『続イギリスと日本—その国民性と社会—』同前、1978年。筆者の小論は学術論文ではなく経験的比較文化社会論であるので、論評を差し控える。

2) シェフィールド大学は、1828年に設立されたシェフィールド医学校 (Sheffield Medical School) を端緒として発展し、1879年にファース・カレッジ (Firth College)、1884年にシェフィールド技術学校 (Sheffield Technical College)、そしてこれらの3校が1897年に統合されてシェフィールド大学 (University College of Sheffield) となり、1905年に現在の名称となった。

同大学は2010年6月末現在、5 Faculties (Arts & Humanities; Engineering; Medicine, Dentistry & Health; Science; Social Science) を擁する。その他の主要指標は以下のとおりである。フルタイム学部学生数15,489人(内外国人2,254人)、フルタイム大学院生4,242人(同前、1,988人)~小計19,731人、パートタイム学部・大学院生3,246人；アカデミック・スタッフ(フルタイム換算)1,901人(ST比=10.4人/フルタイムベース)、各種職員(本部管理職員を含む)3,082人(フルタイム換算)；総収入4億0893万ポンド/総支出3億9010万ポンド。同時に、現在、シェフィールド大学は、ニューカッスル大学とともに、英国166大学の中で「エリート大学」グループと呼ばれるラッセル・グループ (Russell Group Co Ltd) 20大学に所属している。同大学教授層の第2次大戦後におけるノーベル賞受賞者は5人(医学・生理学賞1945年、1953年、1993年；化学賞1967年、1996年)である。(以上、<http://www.shef.ac.uk/about/facts>を参照。) また、QS World University Ranking 2010による世界ランキングは、第69位(英国大学では第11位)であった。他方で、シェフィールド市の2008年推計人口は53万4500人である。序でに付言すると、英国の大学グループは、ラッセル・グループの他に、133大学・カレッジが加盟する最大の Universities UK、19大学加盟の1994 Group、23大学加盟の University Alliance、27大学加盟の Million+(ミリオン・プラス)、さらに23大学加盟(プラス11大学準加盟)の Guild HEがある。UUKとの重複加盟が一般的である。これらの団体はすべて政策圧力団体と見做されている

3) 以下の文献を参照。Michio Morishima, "WHY HAS JAPAN 'SUCCEEDED': Western technology and the Japanese ethos", Cambridge University Press, 1982(邦訳、森嶋通夫『なぜ日本は「成功」したか』TBSブリタニカ、1984年。。「英国の衰退」に関するイギリス人研究者の文献は膨大な数に上る(筆者は可能な最大限の文献を蒐集している。)が、邦訳された文献を列挙しておく。ロバート・バーコン/ウォルター・エルティス(中野正他訳)『英国病の経済学』学習研究社、1978年。マ

ーティン・J・ウィナー (原剛訳) 『英国産業精神の衰退～文化的接近』 勁草書房, 1984年。A. ギャンブル (都築忠七他訳) 『イギリス衰退100年史』 みすず書房, 1987年。ラルフ・ダーレンドルフ 『なぜ英国は「失敗」したか?』 TBS ブリタニカ, 1984年 (この著書は森嶋教授の上記の著書に触発されて執筆されたものである。「日本語版によせて」を参照)。R. イングリッシュ/M. ケニー編著 (川北稔訳) 『経済衰退の歴史学～イギリス衰退論争の諸相』 ミネルヴァ書房, 2008年。

- 4) Anatole Kaletsky, "Capitalism 4.0; The Birth of a New Economy", Bloomsbury Publishing Plc, 2010, p.17. 本書の書評, 拙稿「書評アナトール・カレツキー著“Capitalism 4.0; The Birth of a New Economy”(資本主義4.0～新しい経済の生誕), Bloomsbury Publishing Plc, 2010」『立命館経済学』第60巻第1号, 2011年5月, を参照。

- 5) 英『エコノミスト』誌のビル・エモットは, 周知のように, 日本のバブルのピーク時に既にバブルの崩壊と日本の停滞を見抜いていた(ビル・エモット [鈴木主税訳] 『日はまた沈む～ジャパン・パワーの限界』 草思社, 1989年)。その後, 森嶋教授は『なぜ日本は「成功」したか』の全く逆方向を示す『なぜ日本は没落するか』(岩波書店, 1999年)を著し「日本没落論」の警鐘を鳴らしている。

以後, 日本の長期停滞と脱却の処方箋が提案される。筆者として最小限, 以下の文献を指摘しておきたい。小林慶一郎・加藤創太『日本経済の罫～なぜ日本は長期低迷を抜け出せないのか』日本経済新聞社, 2001年。ジョン・ケネス・ガルブレイス (角間隆訳) 『日本経済への最後の警告』 徳間書店, 2002年。小林慶一郎『逃避の代償～物価下落と経済危機の解明』日本経済新聞社, 2003年。浜田宏一・堀内昭義/内閣府経済社会総合研究所編『論争 日本の経済危機～長期停滞の真因を解明する』日本経済新聞社, 2004年。

『エコノミスト』誌編集長に就任したビル・エモットは『日はまた沈む』を世に送ってから16年後に森嶋教授とは全く逆方向に小泉改革の進捗状況を注視して「日本の読者に」「日本は債務とデフレに悩まされた15年に及ぶ景気低迷から今度こそほんとうに回復したということだ。」として『日はまた昇る』(吉田利子訳, 草思社, 2005年)を刊行したが, 今回はその予測は当たらなかった, と言うべきであろう。

- 6) 渡辺亮『英国の復活 日本の挫折～英国のビッグバンから何を学ぶか』ダイヤモンド社, 1998年, を参照。「英国病」と「英国の衰退」(相対的衰退)とは密接に関連するが別個の概念である。小論では若干論じるに留まる。「英国の衰退」はいわば止まったが, 「英国病」は大幅に改善・回復したがなお治療過程である, というのが筆者の評価である。

- 7) ニューカッスル大学は1834年に設立された医学・外科学校 (School of Medicine & Surgery) を起源とし, 1870年にダラム大学医学部と改名した。これとは別に1871年には鉱業の発展するニーズに応えるため物理科学カレッジ (College of Physical Science → 1883 Durham College of Physical Science → 1904 Armstrong College) が設立された。かくして, 両校は1908年にダラム大学の一部となり, 法的にダラム大学ニューカッスル分校として認められ, 医学, 文芸及び理学 (農学, 工学を含む) に必要なフル・レンジの科目を設置した。1963年, ニューカッスル大学として完全独立し, 筆者が留学した時には8学部 (医学部 [歯学を含む], 文芸学部, 理学部, 工学部, 社会科学部, 法学部, 教育学部及び農学部) を擁する大学になっていた。

1986年度当時, フルタイム学生は, 学部6,540人, 大学院1,258人, パートタイム学生総数は591人であり, その内, 北東イングランド出身者20.2%, それ以外の英国出身者68.5%, 海外出身者は11.3%であった。専任教員 (研究者) 1,205人 (+パートタイム42人) (フルタイム基準のST比は6.5人), 中央管理部門を含む専任職員は1536人 (+パートタイム661人) であった。1985年度決算書における総収入は5599万ポンドであった。(University of Newcastle upon Tyne, "Making Inspiration Work 1984-86", do, "Facts and Figures", April 1987. http://en.wikipedia.org/wiki/University_Newcastle_upon_Tyne, を参照。) また, 前記のQS World University Ranking 2010による世界ランキングは, 第140位 (英国大学では第18位) であった。他方で, ニューカッスル市の人口は, 1981年に28万4100人, 2008年推計人口は27万7800人である。

- 8) ニュー・カッスル (New Castle) という名称の語源は、11世紀のバイキング=ノルマン人のイングランド征服によるノルマン朝建国の際、当地に新しい城 (New Castle) を築城したことに由来する。(ref. http://en.wikipedia.org/wiki/Norman_conquest_of_England[2011/08/07].) ニューカッスル自体の歴史は古く、ローマ皇帝ハドリアヌス治下 (Ad 117-138) のローマ人がイングランドに侵入しスコットランドへと北上した際、タイン川に橋を架けた紀元120年頃に遡る。橋の名称を Pons Aelius, あるいは Bridge of Aelius (ハドリアヌスの family name) と言う。そして、122年からスコットランドを望む丘陵地に北海 (Wallsend) からアイリッシュ海 (Carlisle) にかけて東西 120km の「万里の長城」の如きローマン・ウォール (Roman Wall) の建設を開始し、それに沿ってローマ軍の駐屯地・宿営地を建設していったことで知られる。(ref. Department of the Environment, "HADRIAN'S WALL ~ A short guide to the Roman monuments in the care of the State in Northumberland and Cumbria", © England by Product Support (Graphics) Ltd, Derby; http://en.wikipedia.org/wiki/Hadrian's_Wall[2011/08/07].)
- 9) WHO, "Obesity in the world. WHO ranking", 2007; OECD Health Data 2005, "Health Statistics > Obesity (most recent) by country". ref. Financial Times, "A spreading problem — Obesity across the G20", 2010/09/09.
- 10) Cancer Research UK, "Smoking — statistics", "Lung cancer-UK mortality statistics", 2011.
- 11) 英国の階級論については、新井潤美『階級にとりつかれた人びと—英国ミドル・クラスの生活と意見』中公新書, 2001年, が貴重な参考となる。
- 12) "UK pubs battling for survival", Financial Times, March 26/March 27 2011.
- 13) 芦原義信『街並みの美学』岩波書店, 1979年; 同, 『続・街並みの美学』岩波書店, 1983年。筆者にとって、この両著は都市計画、都市空間を考える貴重な示唆を与えてくれた感動の書である。日本人の「美意識」は国際的にもレベルが高いと言われているが、空間構成に関する限り「箱庭美観」であり、欧州のような「街並み (建築物を含む) 美観」ではないように思われる。筆者の友人・知人を含めて欧米人が日本に観光旅行に来てビックリして醜悪に感じるのは、都市 (例えば京都市) ・都心の街並み景観である。
- 14) ref. Sheffield City Council, "Sheffield Botanical Gardens"
- 15) ref. 「イギリスにおける一人当たり GDP の推移」(http://ecodb.net/country/GB/imf_gdp2.html); HousePrices. uk. net (http://www.houseprices.uk.net/articles/gdpm_regional/). UK-Consumer Price Index (CPI) History (<http://www.rateinflation.com/consumer-price-index/uk-historical-cpi-iphp?form=ukcpi>; home.co.uk: Home Prices Report for London (http://www.home.co.uk/guides/house_prices_report.htm?location&all=1); www.moneywise.co.uk/london-property-prices-double-the-national-average).
- 16) ref. P. B. Beaumont, "The Decline of Trade Union Organisation", Croom Helm, 1987. C. G. Hanson, "Taming the Trade Union: A Guide to the Thatcher Government's Employment Reforms, 1980-90", Macmillan, 1991. D. Marsh, "The New Politics of British Trade Unionism: Union Power and the Thatcher Legacy", Macmillan, 1992. 関係立法は以下の通りである。1980 Employment Act; 1982 Employment Act; 1984 Trade Union Act; 1988 Employment Act; 1990 Employment Act. 1979~1988年の10年間に労働組合員は1329万人から1024万人に305万人 (▲23%) に減少した (CSO, "Annual Abstract of Statistics 1991", p. 132)。
- 17) 英国の「民営化」に関して膨大な数の図書・文献が刊行されているが、さし当り総論的に以下を参照。J. Vickers & G. Yarrow, "Privatization — An Economic Analysis", MIT Press, 1988. Her Majesty's Treasury, "Guide to the UK Privatisation Programme", June 1992; do, "Privatisation — Sharing The UK Experience", May 1995; do, "Implementing Privatisation: The UK Experience", June 1998 (以上の3文献は筆者が英国財務省から直接入手したものであり、民営化前後の55企業 (民営化後企業数) の収益比較表や多様な実績統計を含む貴重な基礎資料である。). S. Martin & D.

- Parker, "The Impact of Privatisation; Ownership and corporate Performance in the UK", Routledge, 1997. D. Parker, "The Official History of Privatisation", Vol. 1 — The Formative Years 1970-1987, Routledge, 2009.
- 18) ref. Electricity Companies 《The Electricity Guide (<http://www.electricity-guide.org.uk/>); National Grid: Electricity Homepage (<http://www.nationalgrid.com/uk/electricity/>); Electricity Distribution Network Operators (http://www.energylinx.co.uk/distribution_network_operators.htm). 英国電力部門の民営化と発送配電改革・規制改革 (ガスを含むエネルギー改革や国際比較を含む) に関してはさし当り以下の文献を参照。T. G. Weyman-Jones, "Electricity Privatisation", Avebury, 1989. J. Roberts, D. Elliot & T. Houghton, "Privatising Electricity — the Politics of Power", Belhaven Press, 1991. M. G. Pollitt, "Ownership and Performance in Electric Utilities: The International Evidence on Privatization and Efficiency", Oxford Univ. Press, 1995. J. Surrey (ed.), "The British Electricity Experiment — Privatization: the Record, the Issues, the Lessons", Earthscan Publications Ltd, 1996. D. Helm, "Energy, the State, and Market — British Energy Policy since 1979" (rev. ed.), Oxford Univ. Press, 2003. D. Helm (ed.), "The Energy Paradigm", Oxford Univ. Press, 2007.
- 19) WATER UK "UK water and sewerage companies" (<http://www.water.org.uk/list-of-companies/water-and-sewerage/>); "UK Water Supply Only Companies" (<http://www.water.org.uk/home/resources-and-links/links/water-operators/supply>). cf. The Secretary of State for the Environment, the Secretary of State for Wales and the Minister of Agriculture, Fisheries and Food, Cm 9734, "Privatisation of the Water Authorities in England and Wales", Feb. 1986, HMSO (Rep. 1988).
- 20) 英国鉄道の民営化については、さし当り以下の文献を参照。Department of Transport, "New Opportunities for the Railways — The Privatisation of British Railway", Cm 1012, July 1992, pp. 21. N. G. Harris & E. Godward, "The Privatisation of British Rail", The Railway Consultancy Press, 1997. クリスチャン・ウルマー (坂本健一監訳) 『折れたレール—イギリス国鉄民営化の失敗』 ウェッジ, 2002年 (原本2001年)。C. Wolmar, "Fire & Steam — How the Railways transformed Britain", Atlantis Books, 2007. Wikipedia, the free encyclopedia, "British Rail" (http://en.wikipedia.org/wiki/British_Rail), 2011/8/16; do, "Privatisation of British Rail" (http://en.wikipedia.org/Privatisation_of_British_Rail), 2011/8/16. National Rail Enquiries, "Train Operating Companies" (http://www.nationalrail.co.uk/tocs_maps/tocs), 2011/8/19.
- 21) The Conservative Manifest 2010, "Invitation Join the Government of Britain", pp. 120; The Labour Party Manifest 2010, "A future fair for all", pp. 115; Liberal Democrat Manifest 2010, "Change that works for you: building a fairer Britain", pp. 111.
- 22) ref. Financial Times, "Election 2010: Where the parties stand on …", May 5, 2010.
- 23) 2010年5月総選挙の詳細は次の文献を参照。D. Kavanagh & P. Cowley, "The British General Election of 2010", Palgrave Macmillan, 2010. ところで、保守党当選者308人の3大分類による職業構成をみると、ビジネス界出身125人 (40%～会社経営者及び会社役員が其々50人/計100人等)、専門職出身107人 (35%～事務弁護士29人, 法廷弁護士27人, 軍人15人及び会計士13人等)、種々雑多の職業出身72人 (24%～政治家・政党役職者31人, ジャーナリスト・出版者18人, 公務員11人等) 等であり、労働・自民両党と比較してビジネス界出身者が突出している。また、保守党のOxbridge出身者は104人、イートン・ハロー・ウィンチェスター等伝統的な私立学校卒業生は166人であり、最大のエリート出身者の政党である。(Ibid., pp. 326-7.)
- 24) Wikipedia, the free encyclopedia, "David Cameron"; do, "Conservative Party (UK) leadership election, 2005". K. O'Hara, "After Blair; David Cameron and the Conservative Tradition" (fully revised and updated), Icon Books, 2007. オハラはこの著書はキャメロンが保守党党首に当選する直

前の同名の初版（2005年）の増補改訂版であり、出版者は裏表紙に本書は「デイビッド・キャメロンと彼のより柔軟でより懇切な保守主義のブランドはブレア時代の現実的な継承者であるかどうかを問うものである」とコメントしていることに注目すべきである。キャメロン自身も初版本に賛辞のコメントを寄せている。

- 25) Tim Bale, "The Conservative Party — From Thatcher to Cameron", Polity Press, 2010, p. 379. ref. S. Lee & M. Beech (ed.), "The Conservatives under David Cameron", Palgrave Macmillan, 2009.
- 26) BBC News, "Full Text: Conservative — Lib Dem Deal", 12 May 2010.
- 27) HM Treasury, "Budget 2010 — Securing the recovery", HC451, March 2010, p. 189.
- 28) BBC News, "Cameron 's government: A guide to who's who", 3 June 2010; Guardian. co. uk, "Full list of new cabinet ministers and other government appointments", 13 May 2010.
- 29) Wikipedia, the free encyclopedia, "Liberal Democrat Frontbench Team — 2.1 Liberal Democrat Governmental Ministers", 15 August 2010.
- 30) HM Treasury, "The Spending Review Framework", Cm7872, June 2010, pp. 19.
- 31) HM Treasury, "Budget 2010", HC61, June 2010, pp. 112.
- 32) ref. Financial Times, "Emergency Budget Special Edition — 'Nothing in the election campaign prepared for this bloodbath'", June 23 2010; BBC News, "Budget: Osborne's 'tough' package plus VAT up to 20%", 22 June 2010; The Independent, "Emergency Budget 2010 at a glance — UK Politics", 22 June 2010.
- 33) 英国の付加価値税率は既に言及した点を含めてかなり多様である。衣料品等の15歳未満用という年齢設定可能な財貨や全ての食料品は原則的に非課税である。ref. S. Adam & J. Browne, "A Survey of UK Tax System", The Institute of Fiscal Studies, Briefing Note No.9, April 2009.
- 34) The Institute for Fiscal Studies, "Press Release: New IFS research challenges Chancellor's 'progressive Budget' claim", 25 August 2010.
- 35) Financial Times, "Public Spending: Doubt cast over progressive cuts vow by Osborne", August 23 2010; do, "Equality fears add to Budget woes" (by George Parker & Daniel Pimlott), "Fairness should never be a numbers game" (by Nick Clegg), August 26 2010.
- 36) HM Treasury, "Spending Review 2010", Cm7942, October 2010, pp. 104.
- 37) ref. Financial Times, "Spending Review 2010", October 21 2010; The Times, "Spending Review 2010", October 21 2010.
- 38) HM Treasury, "Budget 2011", HC836, March 2011, pp. 101.
- 39) ref. Financial Times, "Budget 2011: What to expect", March 23 2011; The Times, "Budget 2011", March 24 2011; the Guardian, "The Budget 2011", March 24 2011.
- 40) Public Pay Team, "Public Sector Spending — Public Sector Pay", the Bureau of Investigative Journalism, September 20th, 2010; Financial Times, "Cameron earns less than 9,000 public servants", September 20 2010.
- 41) Wikipedia, the free encyclopedia, "Quango", 11 July 2011; guardian. co. uk, "DATABLOG: Every quango in Britain", 2009/jul/07.
- 42) The TaxPayers' Alliance, "Structure of Government No.1: The Unseen Government of the UK — for immediate release", 2007.
- 43) The TaxPayers' Alliance & Institute of Directors, "How to Save £50 billion: Reducing Spending for Sustainable Public Finances", September 2009.
- 44) The TaxPayers' Alliance, "ACA to YJB: A Guide to the UK's Semi-Autonomous Public Bodies 2007-08" (written by Ben Farrugia & John O'Connell), May 18 2008.
- 45) Steve Doughty, "Quango 'kings and queens' earning up to £5,000 a day for part-time work",

Mail Online, 21 December 2009.

- 46) Chris Daniel, "Better Government: More than 100 Quango Chiefs sitting on £1 million pension pots", Sunday Times, 05 September 2011.
- 47) David Cameron, "People Power — Reforming Quangos", Conservatives. com/News/Speeches, July 6 2009.
- 48) Cabinet Office, "Public Bodies Reform — Proposals for Change (For notes and definitions of categories see end)", 14 October 2010; do, "New legislation introduced to enable Quango reforms", 29 October 2010.
- 49) House of Lords: Select Committee on the Constitution/6th Report of Session 2010-11, "Public Bodies Bill [HL] Report", HL Paper 51, 4 November 2010, pp.5.
- 50) 余談ではあるが、この短い実質3ページの上院報告には 'Henry VIII powers' という用語法が3回も登場する。この頃、既に言及した官僚・公務員年俸問題で一番やり玉に挙がったBBCと政府は、2011年度予算編成を巡って厳しく対立していた。そこで、BBCは2010年秋から冬にかけて長編映画「ヘンリー8世」を8週位に亘って意図的に放送したのを思い出す。他方で、政府側はBBCの特に課長級以上の高給社員がロンドン本部に集中して勤務しているのを批判してその一部バーミンガムに移転すること、また視聴者の少ないBBC Internationalの5言語を廃止し25%程の職員を削減することを決定したという事件があったことも記憶に新しい。
- 51) Dods Legislation, "Public Bodies Bill [HL] 2010-11-Summary", 2011/09/11, pp.2.
- 52) House of Commons: Public Administration Select Committee, "Smaller Government: Shrinking the Quango State", Fifth Report of Session 2010-11, HC537, 7 January 2011, pp.60.
- 53) ref. D. Palfreyman, "The Economics of Higher Education: Affordability and Access; Costing, Pricing, and Accountability", OxCHEPS, 2004. パラフライマンは、英国の大学を 'the last nationalized industry' と皮肉っている。(Ibid., p.17)
- 54) ref. M. Shattock, "The UGC and the Management of British Universities", The Society for Research into Higher Education & Open University Press, 1994. B. Salter & T. Tapper, "The State and Higher Education", Woburn Press, 1994, Chap. 6 The University Grants Committee.
- 55) B. Salter & T. Tapper, op. cit., Chap. 7 The National Advisory Body and the Polytechnics and Colleges Funding Council.
- 56) S. Maclure, "Education Re-formed: A Guide to the Education Reform Act", Third edition, Hodder & Stoughton, 1992. D. Gillard, "The History of Education in England", HMSO, 2011, Chap. 8: 1979-1990 — Thatcherism: the marketisation of education. D. Lawton, "Education and Politics in the 1990s: Conflict or Consensus?", Routledge Falmer, 1992, Chap. 4 The Growth of Ideological Conflicts: The Education Reform Act (1988). Salter & Tapper, op. cit., p.147.
- 57) Gillard, op. cit., p.17.
- 58) Gillard, op. cit., Chap. 9: 1990-1997 — John Major: more of the same. T. Tapper, "The Governance of British Higher Education: The Struggle for Policy Control", Springer, 2007, p.169. R. Brown, "Quality Assurance in Higher Education: The UK Experience since 1992", Routledge Falmer, 2004.

ところで、1991年11月、全国大学教授協議会は、この1992年法案提案の前提となった政府白書(White Paper, "Higher Education: a New Framework" [Cm1541, May 1991])が大学進学率拡大措置であるとの認識の下で、高等教育の品質保証(教授と学修)に強い懸念を表明する政策文書を公表していた(National Conference of University Professors, Policy Document No 3, "Higher Education: A New Framework — Commentary on the Government's White Paper", November 1991.) ことは興味深い。また、旧大学にとってQACもQAAも新大学に対する accreditation と考えていたが、担当省庁官僚が度々旧大学に対する介入姿勢を示し、それに対してとりわけケンブリッ

ジ大学は極めて不当であるとの意思を公表してきた。ref. D. Palfreyman, Director, OxCHEPS, "Quality Assurance & Accreditation in UK HE [and beyond]", 2006. 英国では1992年以後の「新」大学創設以来、伝統的な「旧」大学群は卒業資格（学位）の品質保証について、米国のエリート大学の水準を強く意識してかなり厳しく神経を尖らせていることを感じざるを得ない。主要大学では昇級試験はもとよりとりわけ卒業試験は極めて重視される制度になっている。

- 59) ref. T. Tapper & D. Palfreyman, "Understanding Mass Higher Education": Comparative perspectives on access", Routledge Falmer, 2005. ポリテクニク等の大学への格上げから今日まで20年近く経過しているが、筆者は、旧大学とりわけエリート大学グループのラッセル・グループ等からは「新大学の教育研究レベルはかなり低く、大学としての資格を持っているか疑問である」という声をシェフィールド大学スタッフを含めて色々な方面から聞かされた。
- 60) House of Commons Library, Research Paper 04/08, "The Higher Education Bill: Bill 35 of 2003-04", 21 January 2004, p.51 [Appendix 2 Participation rates in higher education].
- 61) Universities UK, "Higher education in facts and figures", Summer 2011, p.5.
- 62) Ibid., p.4; do, Summer 2010, p.4. The Guardian, "More than 200,000 students miss out on university places", 17 November 2010.
- 63) Dearing Report, 23 July 1997, "Summary Report-Introduction-Part 2", Student support and graduate contributions — Recommendation 79. ref. N. Barr & I. Crawford, "Financing Higher Education: Answers from the UK", Routledge, 2005, Part 2: The chickens come home to roost: the Dearing Report.
- 64) Wikipedia, the free encyclopedia, "Tuition fees in the United Kingdom", pp.1-3. BBC online network: BBC News, "Education Tuition fees go-ahead", July 16, 1998.
- 65) House of Commons Library, op. cit., p.50. B.Greenaway & M. Haynes, "Funding Higher Education in the UK", The Economic Journal, 113, Feb. 2003, FF150-166. OxCHEPS Statistics, Statistics on Higher Education: Academic Salaries, 2011/01/15.
- 66) Department of Education & Skills, "The Future of Higher Education", Cm5735, Jan. 2003, pp. 105.
- 67) 白書公表から2004年高等教育法案成立までの詳細な事実経過は、前掲書 House of Commons Library の資料を参照。この資料によれば、法案に対する態度は、全国学生連合の反対、英国大学協会（UUK）の歓迎を対極として、大学教員協会、全国高等・継続教育教員協会が失望と懸念を表明し、英国医学協会が強い反対を表明した。
他方で、UK 学生の大学授業料を3000ポンド・キャップ制とすることを定めた2004年高等教育法、英米高等教育の水準と財政比較分析を試みたパルフライマンが授業料3000ポンド水準では米国の Ivy League やトップ級の州立大学に国際競争で勝てないと懸念を表明しているのは興味深い（D. Palfreyman, "The Economics of Higher Education: Affordability and Access; Costing, Pricing, and Accountability", pp.17-18 ["Will £3K be enough?"]）。
- 68) Wikipedia, the free encyclopedia, "Tuition fees in the United Kingdom", pp.4-6. Hansard, "Higher Education Bill", 27 January 2004, pp.1-81.
- 69) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.6. 因みに英国の地方別授業料は、スコットランド無料（域外 UK 学生 £1775）、ウェールズ £1285（同前、£3225）、北アイルランド一律 £3225である（BBCNEWS | Education | Q & A: Student fees, 9 July 2009）。因みに、イングランドにおける以後の授業料は、2010年度 £3290、2011年度 £3375となっている。
- 70) An Independent Review of Higher Education Funding & Student Finance, "Securing A Sustainable Future for Higher Education", 12 October 2010, pp.4-11. Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., pp.6-7.
- 71) Liberal Democrat Manifest 2010, pp.39, 101. D. Gillard, "The History of Education in

- England”, Chap. 12: 2010 — What future for education in England, p.12. Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.6.
- 72) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.7.
- 73) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.7.
- 74) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.7. Financial Times, “Arrests made during student protests”, November 25 2010.
- 75) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.8. BBC NEWS Education & Family, “Student tuition fee protest ends with 153 arrests, 1 December, 2010.
- 76) BBC NEWS Education & Family, “Royal car attacked in protest after MPs’ fee vote”, 10 December 2010. The Telegraph, “The Royal Family: Tuition fees protesters attack car carrying Prince Charles and the Duchess of Cornwall”, 09 Dec. 2010.
- 77) House of Commons Hansard Debates for 09 Dec 2010 (pt 0002), pp.24; do, (pt 0004), pp.35. The Guardian, Political Live with Andrew Sparrow (UK Political Journalist of the Year), “Tuition fees vote — politics blog live · Government wins by 323 to 302”, 9 December 2010.
- 78) Wikipedia, the free encyclopedia, op. cit., p.8.
- 79) Times Higher Education, “Undergraduate tuition fees for 2012-13, plus a THE guide to fees”, 2011/07/11.

（平成23年9月15日脱稿）

《後記》

本文中のⅢ-(3)における準自治的非政府組織（QUANGO）ないし非省庁公共機関の改革法案（最終的な略称はPublic Bodies Bill = 公共機関法案）は、2010年10月以来、上下両院における委員会段階での膨大な修正案審議（下院における延べ審議日数は46日、上院では70日に及んだ。）の末、難産ではあったが、2011年12月14日、下院本会議にて成立した。裁可 Royal Assent は同日に実行された。

2011年公共機関法（the Public Bodies Act 2011）は、3部39条及び別表1～6で構成されている。特に別表が重要である、すなわち別表1-廃止35機関、別表2-統合10機関→5グループ、別表3-定款修正11機関、別表4-資金制度修正6機関、別表5-職能の修正または譲与16機関、別表6-地域開発庁：結果としての廃止（イングランドの全地域を含む8地域開発庁等）22件、となっている。

